

大洲市障がい福祉計画（第6期）

（令和3年度から令和5年度）

大洲市障がい児福祉計画（第2期）

（令和3年度から令和5年度）

ふれあい、きらめいて暮らせるまち 大洲



令和3年3月

大 洲 市

はじめに

大洲市では、平成11年3月に策定した「大洲市障がい者計画（第1次）」を第一歩として、平成30年3月に策定した「大洲市障がい者計画（第5次）」、「大洲市障がい福祉計画（第5期）」及び「大洲市障がい児福祉計画（第1期）」に至るまで、それぞれの計画に基づき、障がい児・者施策の総合的、計画的な推進に取り組んでまいりました。

今回策定した「大洲市障がい福祉計画（第6期）」及び「大洲市障がい児福祉計画（第2期）」では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として、福祉施設入所者の地域生活への移行や地域生活支援拠点等の整備、また障がい児に対する切れ目のない支援体制の構築などの成果目標を定め、引き続き「すべての市民がともに支え合い、だれもが安心して暮らせる社会の実現」を目指すものであります。

現在、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、私たちの日常生活は、大きな影響を受けており、新しい生活様式を確立していくことが求められています。そしてウィズ・コロナの時代に対応するため、福祉行政を含む様々な分野における活動や社会構造においても、大きな転換期を迎えています。

そのため、本市の障がい福祉施策におきましても、「新たな日常」に対応しながら、これまで以上にきめ細かな対応が求められることとなります。本計画におきましても、前期計画に掲げた「ふれあい きらめいて暮らせるまち 大洲」を基本理念として、積極的な支援等を展開し、より充実した取組を推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、大洲市障がい者自立支援協議会委員の皆様、障がい者団体や関係機関の皆様から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けて一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

大洲市長 二宮 隆久



目 次

[総 論]	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 国の動向・基本指針	5
1 障がい児・者支援に関する国の動向	5
2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画にかかる基本指針について	7
第3章 障がい者等の現状	9
1 総人口・障害者手帳所持者数の推移	9
2 障がい別障害者手帳所持者数の推移	10
3 身体障害者手帳所持者の状況	11
(1) 等級別の状況	11
(2) 年齢別の状況	11
(3) 障がい部位別の状況	12
4 療育手帳所持者の状況	13
(1) 等級別の状況	13
(2) 年齢別の状況	14
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	15
6 自立支援給付の申請状況	16
7 難病患者（特定疾患等医療給付受給者）の状況	16
8 自立支援医療費公費負担の申請状況	17
9 給付費の総額	18
10 児童・生徒等の状況	18
(1) 保育所・幼稚園・認定こども園	18
(2) 特別支援学級 ^{※1}	19
(3) 特別支援学校 ^{※2}	19
第4章 障害福祉サービス等の取組状況	20
1 障害福祉サービス等の見込値と実績値	20
第5章 アンケート調査、団体・事業所調査からみた現状・意向	24
1 アンケート調査の概要	24
(1) 調査目的	24
(2) 調査方法	24
(3) 調査期間	24
(4) 調査対象者	24
(5) 回収結果	24

2	団体・事業所調査の概要	25
	(1) 調査目的	25
	(2) 調査方法	25
	(3) 調査期間	25
	(4) 調査対象団体・事業所(16箇所)	25
3	アンケート調査結果の概要	26
	(1) 同居者(あてはまるものすべてに○)	26
	(2) 将来希望する暮らし	26
	(3) 悩みや心配ごとについて(あてはまるものすべてに○)	27
	(4) 悩みごとの相談先(あてはまるものすべてに○)	27
	(5) 平日の日中の過ごし方	28
	(6) 保育や教育に今後必要だと思うこと(あてはまるものすべてに○)	30
	(7) 働くために重要と思われること(あてはまるものすべてに○)	31
	(8) 利用した障害福祉サービスの満足度	32
	(9) サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況	32
4	団体・事業所調査結果の概要	33
	(1) 最近5年での障がい者の生活環境	33
	(2) 生活環境の改善のために不足していると感じるもの(複数回答可)	33
	(3) 最近5年で障がい者の就労環境は改善してきたか	34
	(4) 就労環境の改善のために不足していると感じるもの(複数回答可)	34
	(5) 最近5年で障がい者の権利擁護環境は改善してきたか	35
	(6) 障がいの理解や権利擁護について不足していると感じるもの(複数回答可)	35
	(7) 最近5年で障がい児の保育就学環境は改善してきたか	36
	(8) 障がい児に対する環境について不足していると感じるもの(複数回答可)	36
	(9) 事業所活動に特に重要と思われる項目(3つまで選んで回答)	37
第6章	障がい者等の推計	42
1	人口推計	42
2	障がい者数の推計	43
第7章	計画の方向性	44
1	計画の基本的考え方	44
2	市の現況と課題を踏まえた施策の方向性	45
3	基本理念	48
	[各論]	49
第1章	障がい福祉計画(第6期)	51
1	計画の基本的な考え方	51
	(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	51
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	51
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等	52

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組	52
(5) 発達障がい者等支援の一層の充実	52
(6) 障がい者による文化芸術活動の推進	52
(7) 障害福祉サービスの質の確保	52
(8) 福祉人材の確保	52
2 令和5年度までの成果目標	53
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	53
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	53
(3) 地域生活支援拠点等の整備*	54
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	55
(5) 相談支援体制の充実・強化【新規】	56
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】	56
3 障害福祉サービスの利用状況と見込量	57
(1) 訪問系サービス	57
(2) 日中活動系サービス（介護給付）	59
(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）	60
(4) 居住系サービス	61
(5) 相談支援（計画相談・地域相談支援）	62
4 地域生活支援事業	63
(1) 必須事業	63
(2) 任意事業	67
(3) 利用見込量確保の方策	69
5 大洲市障がい者自立支援協議会	69
第2章 障がい児福祉計画（第2期）	70
1 計画の基本的考え方	70
(1) 切れ目のない支援体制の構築	70
(2) 地域支援体制の構築	71
(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	71
(4) 地域社会への参加・包容の推進	71
(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	72
(6) 障害児相談支援提供体制の確保・関係機関との連携	73
2 令和5年度までの成果目標等	74
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核的機能を持つ場の設置及び保育所等訪問支援の充実	74
(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	75
(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実	75
3 障がい児支援サービスの利用状況と見込量	76

第3章 成年後見制度利用促進基本方針	78
1 成年後見制度の利用促進にあたって	78
(1) 成年後見制度の利用促進の目的	78
(2) 成年後見制度利用促進の概要	78
(3) 成年後見制度利用促進基本計画の期間	78
(4) 成年後見制度について	79
2 成年後見制度の現状と課題について	80
(1) 全国的な状況	80
(2) 愛媛県及び大洲市の現状	81
3 成年後見制度利用促進にあたっての目標及び具体的な取組等	85
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	85
(2) 中核機関の設置	86
(3) 成年後見制度市長申立と利用助成の実施	88
第4章 推進体制	89
1 連携・協力の確保	89
2 広報・啓発活動の推進	89
(1) 広報・啓発活動の推進	89
(2) 障がい及び障がい者理解の促進	89
(3) ボランティア活動等の推進	89
3 計画の評価・管理	90
[策定に関する資料]	91
大洲市障がい者自立支援協議会設置要綱.....	93
大洲市障がい者自立支援協議会委員名簿.....	95
大洲市成年後見制度利用促進準備会 委員名簿（案）	96
計画策定の経過（大洲市障がい者自立支援協議会の開催状況等）	97

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」とこれに続く「国連・障害者の十年」を契機として、平成5年12月には「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・公布し、平成7年12月に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を、平成14年12月に「障害者基本計画」を、平成25年9月に「新障害者基本計画」を策定しており、平成29年に「障害者基本計画（第4次）」の見直しを行いました。

愛媛県においては、昭和57年3月に「心身障害者福祉対策長期指針」を、平成7年3月、平成17年3月、平成27年3月に続いて、令和2年3月に「第5次愛媛県障がい者計画」を策定し、障がい保健福祉の諸施策の基本的な取組方向を示しています。

この間、障がい者の自立意識の高揚はもとより、バリアフリー化の推進、障がい者の社会参加の促進、市民の障がい者福祉に対する理解や認識の高まりなど、障がい者福祉の着実な進展が図られてきた一方、障がいの重度化、高齢化の進行によって、そのニーズも複雑・多様化してきました。

このような状況の中、平成18年4月には、「障害者自立支援法」が施行され、これまで障がいの種別ごとにサービスを提供していた仕組みが改められ、原則として市町村が一元的に障害福祉サービスを提供する新たな制度がスタートし、抜本的に障がい者施策を改革する内容となりました。

さらに平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「障害者権利条約」が平成26年1月に批准されたほか、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」等が施行されています。

平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行、平成28年には4月に「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」、8月に「改正発達障害者支援法」の施行に加えて、6月に「改正総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施にさらに取り組んでいくことになりました。

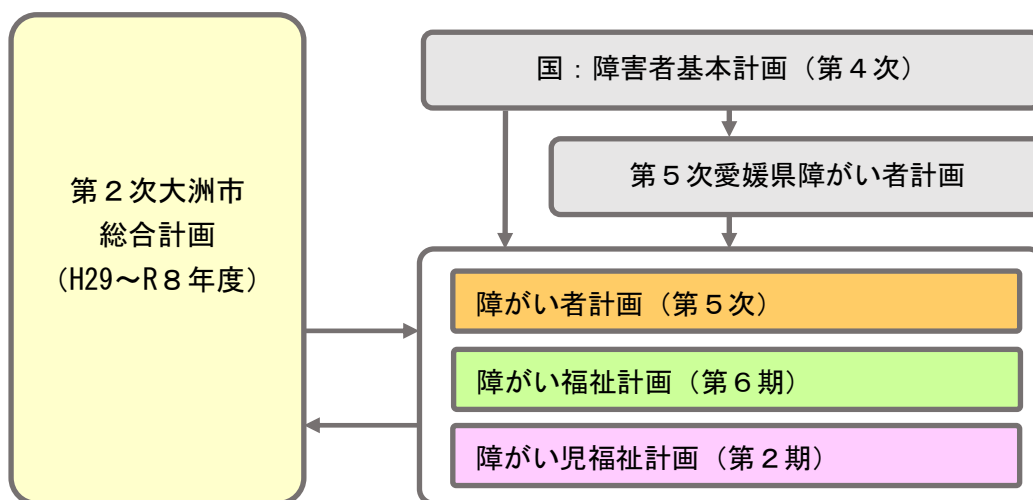
また、平成30年6月には文化庁により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進が図られることになりました。

このように障がい者を取り巻く状況が大きく変化している中、大洲市では、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため「障がい者計画（第5次）」を策定しており、今回、その実施計画となる「障がい福祉計画（第5期）」及び「障がい児福祉計画（第1期）」を改定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」とともに、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市が平成 30 年 3 月に策定した「大洲市障がい者計画（第 5 次）」の実施計画として策定するものです。

また、国の基本指針に即し、第 5 次愛媛県障がい者計画との整合性を確保するとともに、大洲市総合計画や市が策定した各種計画等との整合性を図り策定します。



3 計画の期間

「障害者基本計画（第 4 次）」を踏まえ策定された「大洲市障がい者計画（第 5 次）」は、平成 30 年度から令和 5 年度を計画期間としています。

「障害者総合支援法」に基づく「大洲市障がい福祉計画」については、令和 2 年度に終了する第 5 期計画に続き、令和 3 年度から令和 5 年度を第 6 期として定めます。「児童福祉法」に基づく「大洲市障がい児福祉計画」については、令和 3 年度から令和 5 年度を第 2 期として定めます。

なお、計画期間中に大幅な制度改正が行われた場合は、計画を修正する場合があります。

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者計画（第 5 次）						
障がい福祉計画（第 6 期）						
障がい児福祉計画（第 2 期）						

第2章 国の動向・基本指針

1 障がい児・者支援に関する国の動向

障がい児・者に対する支援については、障害者基本法施行から50年、障害者自立支援法施行から14年が経過しているにもかかわらず、一人ひとりニーズが異なる障がい児・者施策はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。

障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

障がい児・者に関する国の動向一覧

年	国		
平成18年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画(第2次)	重点施策実施5か年計画
平成19年	●障害者権利条約署名		
平成20年	●児童福祉法の改正		
平成21年			
平成22年	●障害者自立支援法の改正		
平成23年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成24年	●障害者虐待防止法の施行		
平成25年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画(第3次)	
平成26年	●障害者権利条約の批准 ●改正精神保健福祉法(平成26年4月施行) ●障害児支援の在り方について報告書(平成26年7月)		
平成27年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成28年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●改正総合支援法・改正児童福祉法(平成28年6月公布) ●改正発達障害者支援法(平成28年8月施行)		
平成29年	●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について(平成29年3月[厚労省通知])		
平成30年	●障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 ●障害者雇用促進法の改正 ●障害者基本計画(第4次計画) ●障害者文化芸術活動推進法の施行	障害者基本計画(第4次)	
令和元年	●障害者活躍推進プラン公表 ●読書バリアフリー法の施行		
令和2年	●改正児童福祉法		

法律や制度の動向

項目	内容		
<p>1 「障害者総合支援法」の施行と改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年 12 月に障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が一部改正 ●平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行 ●これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障がい児への支援も強化 ●“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記 <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日 </td> </tr> <tr> <td> <p>【趣 旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実 ●高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し ●障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施 <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の望む地域生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への円滑な移行支援 ・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援 (2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <ul style="list-style-type: none"> ・第一次障がい児福祉計画の策定 (3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 </td> </tr> </table>	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日	<p>【趣 旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実 ●高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し ●障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施 <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の望む地域生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への円滑な移行支援 ・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援 (2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <ul style="list-style-type: none"> ・第一次障がい児福祉計画の策定 (3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日			
<p>【趣 旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実 ●高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し ●障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施 <p>【概 要】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の望む地域生活の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への円滑な移行支援 ・障害福祉サービスから介護サービスへの移行支援 (2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 <ul style="list-style-type: none"> ・第一次障がい児福祉計画の策定 (3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 			
<p>2 「障害者基本法」の一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布（一部を除き同日施行） ●全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止など規定 		
<p>3 「障害者差別解消法」が成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月 1 日から施行 ●障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務化 		
<p>4 「障害者虐待防止法」が成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として「障害者虐待防止法」が平成 24 年 10 月 1 日から施行 ●国や自治体、障がい者福祉施設で働く者、障がい者を雇用する者は、障がい者虐待の防止等に努める。 ●障がい者虐待を発見した者には通報を義務付け 		
<p>5 「障害者基本計画」の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画（第 3 次）」が平成 25 年 9 月に策定（平成 25～29 年度まで） ●障害者基本法改正（平成 23 年）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年）等を踏まえ施策分野の新設及び既存分野の施策の見直しが行われ、成果目標の設定及び計画の推進体制が強化 		

2 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画にかかる基本指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。

令和 2 年 5 月に基本指針が改正され、下記のような改正内容が示されました。

1 「基本指針」見直しの主なポイント
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 福祉施設から一般就労への移行等
(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
(5) 発達障がい者等支援の一層の充実
(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
(7) 障がい者による文化芸術活動の推進
(8) 障害福祉サービスの質の確保
(9) 福祉人材の確保

「基本指針」見直しの主なポイントの具体的な内容として下記が示されています。

基本指針	内容
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

基本指針	内 容
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携のさらなる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5 発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴障がい児の支援体制について、中核的機能を有する体制確保等が必要である旨を盛り込む。 ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
7 障がい者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、障がい者による文化芸術活動を支援することの重要性を盛り込む。
8 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなど、各種取組について盛り込む。
9 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等からの要望が多くあることから、福祉人材の確保施策について盛り込む。

第3章 障がい者等の現状

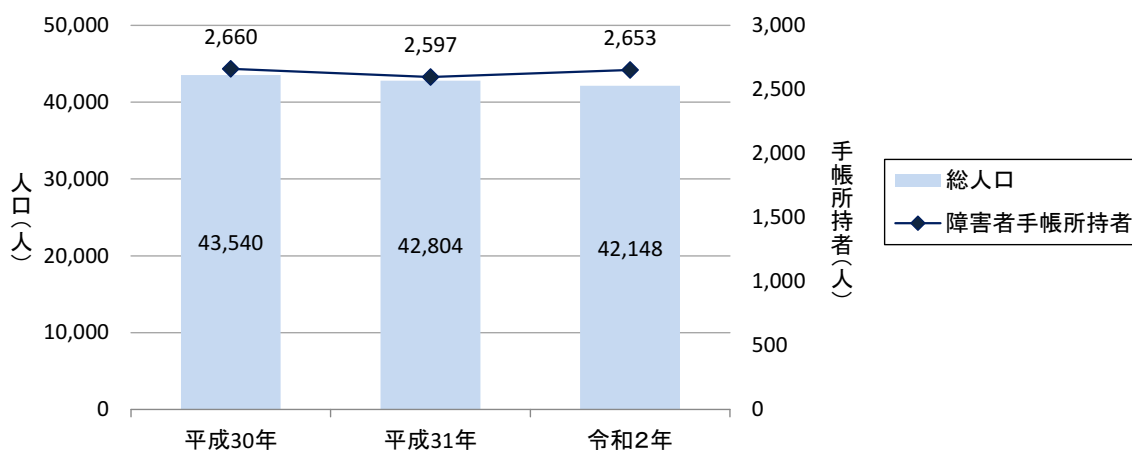
1 総人口・障害者手帳所持者数の推移

令和2年9月30日現在、本市の人口は、42,148人となっています。

障害者手帳の所持者数は、2,653人で、人口に占める手帳所持者の割合は、6.29%となっています。

人口については、減少傾向で推移しており、平成30年から令和2年にかけて1,392人(3.20%)減少しています。また、障害者手帳所持者数についても平成30年から令和2年にかけて7人(0.26%)減少と、わずかながら減少傾向で推移しています。

障害者手帳所持者数の推移



※総人口は、各年9月30日現在

※障害者手帳所持者は、各年3月31日現在

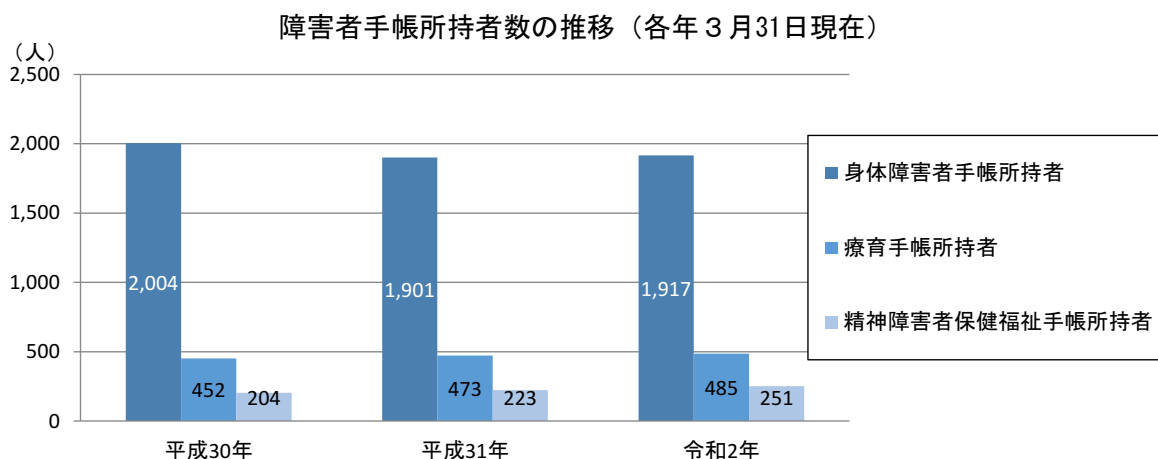
(単位：人)

	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	43,540	42,804	42,148
障害者手帳所持者	2,660	2,597	2,653
総人口に占める障害者手帳所持者の割合	6.11%	6.07%	6.29%

2 障がい別障害者手帳所持者数の推移

市の障害者手帳所持者は、令和2年3月31日現在、身体障害者手帳所持者が1,917人、療育手帳所持者が485人、精神障害者保健福祉手帳所持者が251人となっています。

平成30年と比較すると、身体障害者手帳所持者は4.34%減少、療育手帳所持者は7.30%増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は23.04%増加となっています。



障がい・年齢別障害者手帳所持者数（各年3月31日現在）

（単位：人）

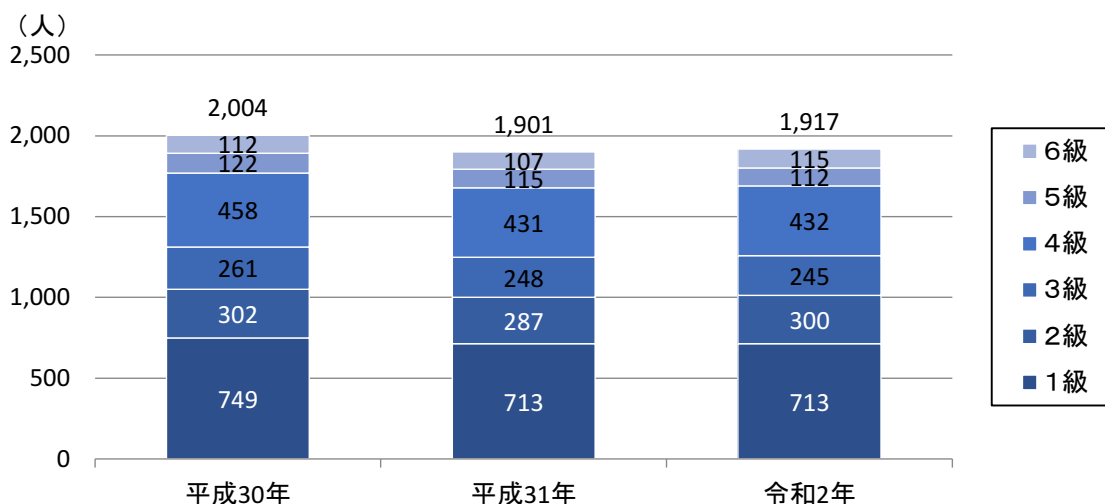
		身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
平成30年	0～9歳	8	26	0
	10～17歳	17	39	1
	18～34歳	41	124	23
	35～49歳	118	109	74
	50～64歳	267	85	69
	65～74歳	447	53	29
	75歳以上	1,106	16	8
	合計	2,004	452	204
平成31年	0～9歳	10	28	0
	10～17歳	16	43	2
	18～34歳	35	125	20
	35～49歳	102	120	77
	50～64歳	259	88	80
	65～74歳	426	47	34
	75歳以上	1,053	22	10
	合計	1,901	473	223
令和2年	0～9歳	10	26	0
	10～17歳	20	48	2
	18～34歳	32	126	34
	35～49歳	98	119	78
	50～64歳	264	94	85
	65～74歳	439	49	44
	75歳以上	1,054	23	8
	合計	1,917	485	251

3 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 等級別の状況

等級別では、令和2年の身体障害者手帳所持者 1,917 人のうち、1級が 713 人、2級が 300 人となっており、重度の割合が約半数を占めています。

身体障害者手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）

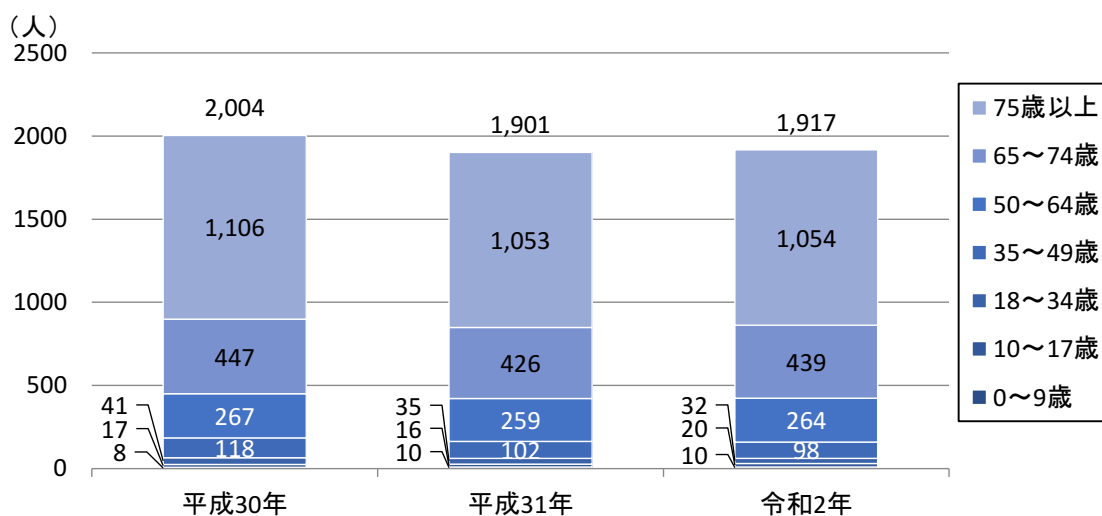


(2) 年齢別の状況

年齢別では、令和2年の身体障害者手帳所持者 1,917 人のうち、18歳以上の障がい者が 1,887 人 (98.4%)、18歳未満の障がい児が 30 人 (1.6%) となっています。

平成30年と比較すると、障がい者が 92 人 (4.6%) 減少、障がい児が 5 人 (20.0%) の増加となっています。

身体障害者手帳所持者の年齢別の推移（各年3月31日現在）



身体障害者手帳所持者の年齢・等級別の推移（各年3月31日現在）

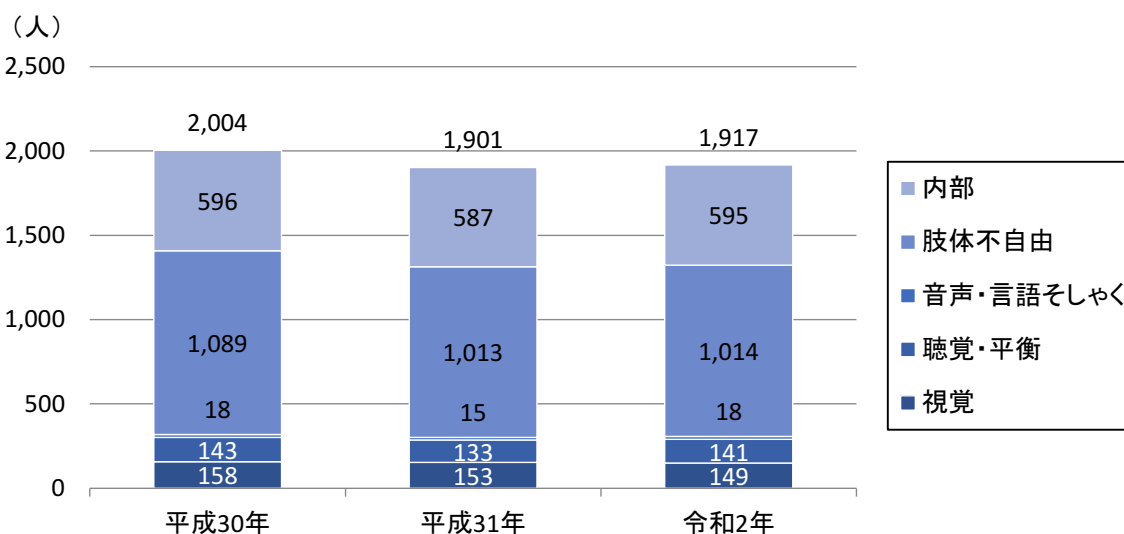
（単位：人）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成 30年	0～9歳	5	0	2	0	0	1	8
	10～17歳	9	3	2	1	2	0	17
	18～34歳	17	6	8	6	1	3	41
	35～49歳	37	18	14	27	16	6	118
	50～64歳	101	44	29	53	24	16	267
	65～74歳	165	89	45	115	17	16	447
	75歳以上	415	142	161	256	62	70	1,106
	合計	749	302	261	458	122	112	2,004
平成 31年	0～9歳	6	0	2	0	1	1	10
	10～17歳	9	4	1	0	2	0	16
	18～34歳	17	5	4	4	2	3	35
	35～49歳	33	15	14	22	12	6	102
	50～64歳	91	42	26	55	29	16	259
	65～74歳	158	83	46	110	15	14	426
	75歳以上	399	138	155	240	54	67	1,053
	合計	713	287	248	431	115	107	1,901
令和 2年	0～9歳	4	1	2	0	1	2	10
	10～17歳	12	4	1	0	2	1	20
	18～34歳	14	4	5	5	1	3	32
	35～49歳	34	16	11	18	11	8	98
	50～64歳	93	47	31	54	24	15	264
	65～74歳	161	81	47	117	19	14	439
	75歳以上	395	147	148	238	54	72	1,054
	合計	713	300	245	432	112	115	1,917

（3）障がい部位別の状況

障がいの部位別では、令和2年3月31日現在、肢体不自由が1,014人（52.9%）と多く、次いで内部障がいが595人（31.0%）、視覚障がいが149人（7.8%）となっています。

身体障害者手帳所持者の障がい部位別の推移（各年3月31日現在）



身体障害者手帳所持者の年齢・障がい部位別の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

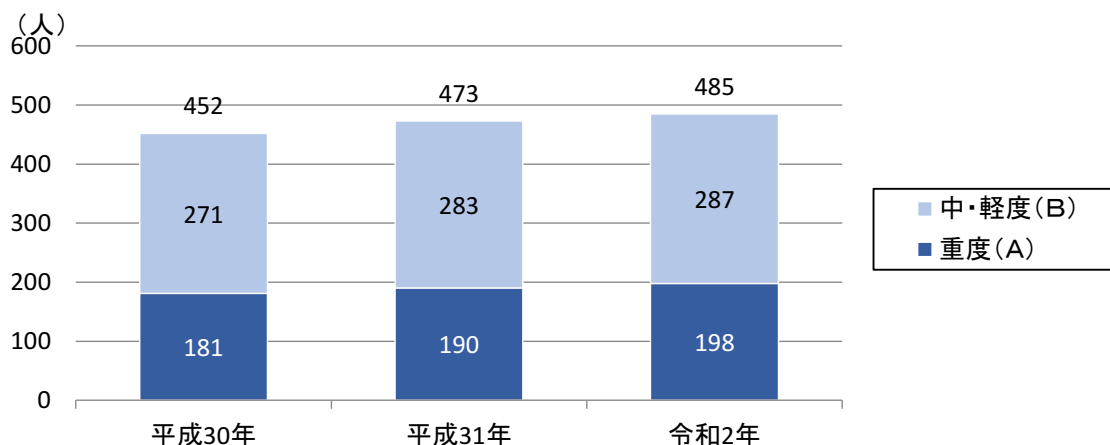
		視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 そしゃく	肢体不自由	内 部	合 計
平成 30年	0～9歳	0	1	0	4	3	8
	10～17歳	0	1	1	10	5	17
	18～34歳	0	7	2	22	10	41
	35～49歳	10	5	1	76	26	118
	50～64歳	16	14	2	155	80	267
	65～74歳	30	20	9	267	121	447
	75歳以上	102	95	3	555	351	1,106
	合計	158	143	18	1,089	596	2,004
平成 31年	0～9歳	0	1	0	5	4	10
	10～17歳	0	1	0	9	6	16
	18～34歳	1	6	2	17	9	35
	35～49歳	7	5	0	64	26	102
	50～64歳	14	13	3	149	80	259
	65～74歳	25	19	7	254	121	426
	75歳以上	106	88	3	515	341	1,053
	合計	153	133	15	1,013	587	1,901
令和 2年	0～9歳	0	2	0	4	4	10
	10～17歳	0	2	0	12	6	20
	18～34歳	1	6	2	15	8	32
	35～49歳	8	3	1	62	24	98
	50～64歳	13	13	4	150	84	264
	65～74歳	25	19	6	259	130	439
	75歳以上	102	96	5	512	339	1,054
	合計	149	141	18	1,014	595	1,917

4 療育手帳所持者の状況

（1）等級別の状況

等級別では、令和2年の療育手帳所持者485人のうち、中・軽度（B）が287人、重度（A）が198人となっています。

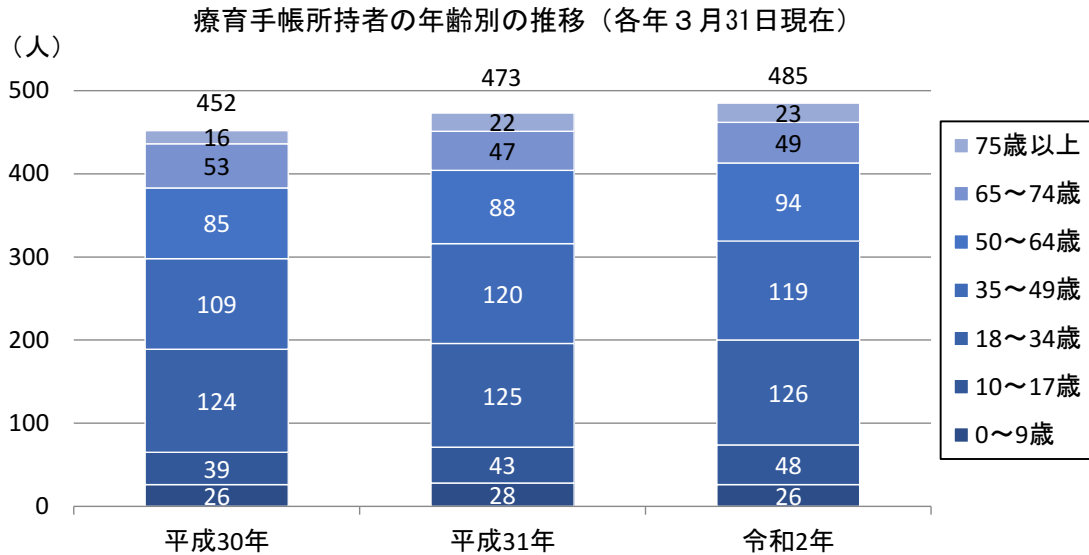
療育手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）



(2) 年齢別の状況

年齢別では、令和2年の療育手帳所持者 485 人のうち、18 歳以上の障がい者が 411 人（84.7%）、18 歳未満の障がい児が 74 人（15.3%）となっています。

平成30年と比較すると、障がい者は 24 人（6.2%）増加、障がい児は 9 人（13.8%）増加となっています。



療育手帳所持者の年齢・等級別の推移（各年3月31日現在）

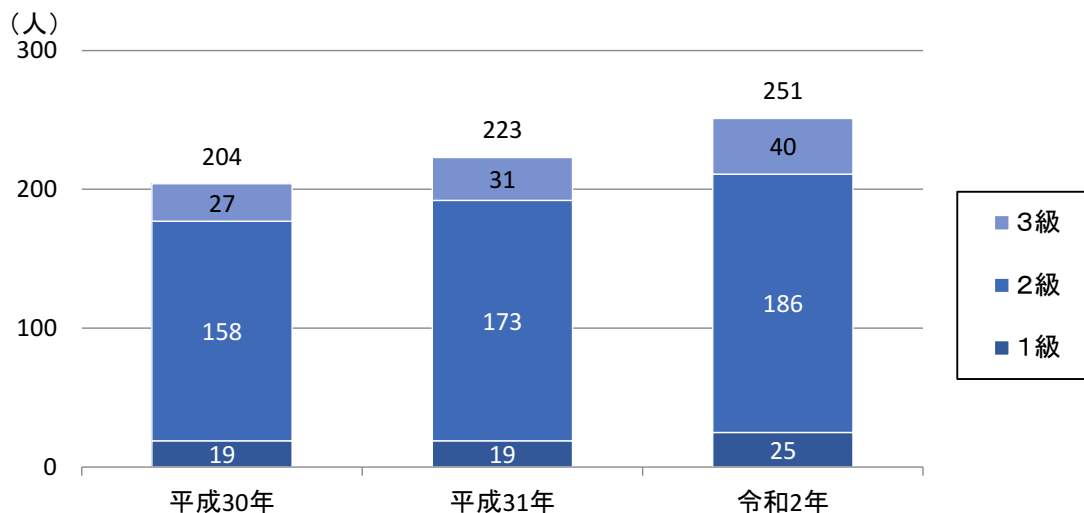
（単位：人）

		重度（A）	中・軽度（B）	合計
平成 30年	0～9歳	7	19	26
	10～17歳	9	30	39
	18～34歳	40	84	124
	35～49歳	41	68	109
	50～64歳	39	46	85
	65～74歳	32	21	53
	75歳以上	13	3	16
	合計	181	271	452
平成 31年	0～9歳	8	20	28
	10～17歳	9	34	43
	18～34歳	39	86	125
	35～49歳	46	74	120
	50～64歳	40	48	88
	65～74歳	29	18	47
	75歳以上	19	3	22
	合計	190	283	473
令和 2年	0～9歳	9	17	26
	10～17歳	13	35	48
	18～34歳	35	91	126
	35～49歳	45	74	119
	50～64歳	46	48	94
	65～74歳	31	18	49
	75歳以上	19	4	23
	合計	198	287	485

5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者 251 人のうち、2級が 186 人と多く、3級が 40 人、1級が 25 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（各年3月31日現在）



精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢・等級別の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

		1級	2級	3級	合計
平成 30年	0～9歳	0	0	0	0
	10～17歳	0	1	0	1
	18～34歳	0	17	6	23
	35～49歳	2	57	15	74
	50～64歳	8	57	4	69
	65～74歳	6	21	2	29
	75歳以上	3	5	0	8
	合計	19	158	27	204
平成 31年	0～9歳	0	0	0	0
	10～17歳	0	2	0	2
	18～34歳	0	15	5	20
	35～49歳	2	62	13	77
	50～64歳	7	62	11	80
	65～74歳	7	25	2	34
	75歳以上	3	7	0	10
	合計	19	173	31	223
令和 2年	0～9歳	0	0	0	0
	10～17歳	0	1	1	2
	18～34歳	0	24	10	34
	35～49歳	4	59	15	78
	50～64歳	9	65	11	85
	65～74歳	9	32	3	44
	75歳以上	3	5	0	8
	合計	25	186	40	251

6 自立支援給付の申請状況

自立支援給付の申請状況では、令和2年10月30日現在、申請数、受給者証交付数及び障害支援区分認定者数は59人となっています。

自立支援給付の申請状況（各年度3月31日現在（令和2年度は10月30日現在））

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請数		98	141	96	88	123	59
受給者証 交付数	17歳以下	1	0	0	1	0	0
	18～64歳	97	141	96	87	123	59
	合計	98	141	96	88	123	59
障害支援 区分認定 者数	非該当	0	0	0	0	0	0
	区分1	4	5	7	5	2	0
	区分2	30	22	27	24	11	14
	区分3	26	27	20	25	22	13
	区分4	21	41	19	19	31	7
	区分5	8	26	10	10	30	10
	区分6	9	20	13	5	27	15
	合計	98	141	96	88	123	59

<自立支援給付とは>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのことで、在宅で訪問によって受ける居宅介護（ヘルパー派遣）等のサービスや施設への通所や入所、また自立促進のための就労支援など、利用者のニーズに応じて個別に給付されるサービスです。

7 難病患者（特定疾患等医療給付受給者）の状況

難病患者数（特定疾患等医療給付受給者数）は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向で推移しています。増加の要因については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行による指定難病の疾病数の拡大等も一因と考えられます。

難病患者（特定疾患等医療給付受給者）の推移

（各年度3月31日現在（令和2年度は9月30日現在））

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定疾患等医療給付受給者	315	316	335

8 自立支援医療費公費負担の申請状況

自立支援医療費公費負担の申請状況では、平成30年から令和2年にかけて、更生医療は増加傾向にあり、育成医療はやや減少傾向で推移しています。

令和2年の申請状況は、育成医療が7人、更生医療が196人、精神通院医療が※169人となっています。

自立支援医療費公費負担の申請状況（各年2月末現在）

（単位：人）

	平成30年	平成31年	令和2年
育成医療	16	14	7
更生医療	168	177	196
精神通院医療	569	546	※169
合計	753	737	372

※新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、既受給者に対する1年間の受給期間延長措置があり、更新申請を受付けていないため、例年より低い数字となっています。

<育成医療とは>

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

<更生医療とは>

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

<精神通院医療とは>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有するもので、通院による精神医療を継続的に要する者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

9 給付費の総額

給付費の総額では、令和元年度末現在、障害者自立支援給付費が8億7,332万円、障害児入所給付費等が1億185万円、地域生活支援事業給付費が5,370万円、総額10億2,888万円となっています。

平成27年度との比較では、障害者自立支援給付費が15.5%増加、障害児入所給付費等が282.5%増加、地域生活支援事業給付費が8.3%増加、総額が23.6%増加となっています。

給付費総額（各年度3月31日現在）

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
障害者自立支援給付費	756,128	784,541	814,520	839,009	873,323
障害児入所給付費等	26,630	44,285	77,257	84,566	101,858
地域生活支援事業給付費	49,594	48,566	54,206	53,934	53,703
合計	832,352	877,392	945,983	977,509	1,028,884

10 児童・生徒等の状況

（1）保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園に通う支援を必要としている乳幼児数は、令和2年4月30日現在、保育所が24人、幼稚園が3人、認定こども園が6人となっています。

保育園・幼稚園・認定こども園に通う支援を必要としている乳幼児数の推移（各年4月30日現在）

（単位：人）

乳幼児数	平成30年	平成31年	令和2年
保育所	17	20	24
幼稚園	3	4	3
認定こども園	0	0	6
合計	20	24	33

(2) 特別支援学級^{※1}

特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和2年4月30日現在、小学校が54人、中学校が18人となっています。

特別支援学級に通う児童・生徒数の推移（各年4月30日現在）

（単位：人）

児童・生徒数	平成30年	平成31年	令和2年
小学校	43	45	54
中学校	26	26	18
合計	69	71	72

(3) 特別支援学校^{※2}

特別支援学校へは、令和2年4月30日現在、33人の児童・生徒が通っています。

特別支援学校に通う児童・生徒数の推移（各年4月30日現在）

（単位：人）

児童・生徒数	平成30年	平成31年	令和2年
宇和特別支援学校	33	33	30
しげのぶ特別支援学校	3	3	3
松山聾学校	1	0	0
合計	37	36	33

※1 特別支援学級：特別支援学級は、障がいの種類により、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの学級がある。

※2 特別支援学校：視覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）を対象としており、幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれる。

第4章 障害福祉サービス等の取組状況

1 障害福祉サービス等の見込値と実績値

各サービスの見込値と平成30年度から令和2年度の実績値は以下のとおりです。

平成30年度から令和2年度の実施率（実績値/見込値）の状況をみると、いずれの年度においても、「就労継続支援（B型）」「施設入所支援」「計画相談支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」は、第5期計画策定時の見込みを上回っています。

障害福祉サービス等の見込値と実績値

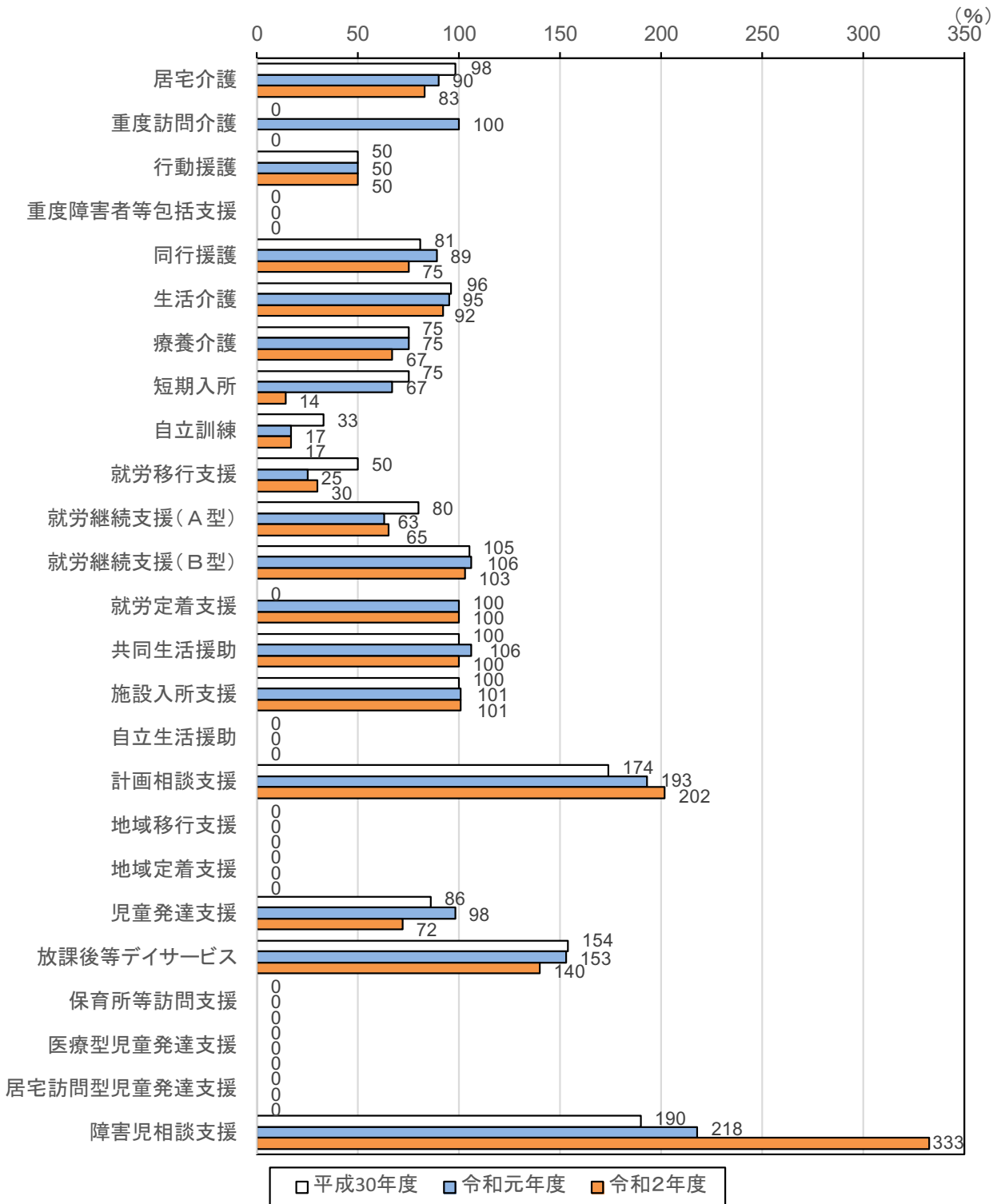
（数値はひと月当たり）

サービス種別			平成30年度	令和元年度	令和2年度		
訪問系 サービス	障がい者・障がい児の合算	居宅介護	見込値	人	55	58	60
			時間分	770	812	840	
		実績値	人	54	52	49	
			時間分	506	441	404	
		重度訪問介護	見込値	人	1	1	1
			時間分	60	60	60	
		実績値	人	0	1	0	
			時間分	0	3	0	
		行動援護	見込値	人	2	2	2
			時間分	50	50	50	
		実績値	人	1	1	1	
			時間分	9	9	9	
	重度障害者等包括支援	見込値	人	1	1	1	
		時間分	60	60	60		
	実績値	人	0	0	0		
		時間分	0	0	0		
	同行援護	見込値	人	16	18	20	
		時間分	192	216	240		
	実績値	人	13	16	15		
		時間分	64	78	78		
	障がい児のみ	居宅介護	見込値	人	1	1	1
			時間分	5	5	5	
		実績値	人	1	1	1	
			時間分	6	2	10	
重度訪問介護		見込値	人	0	0	0	
		時間分	0	0	0		
実績値		人	0	0	0		
		時間分	0	0	0		
行動援護		見込値	人	0	0	0	
		時間分	0	0	0		
実績値		人	0	0	0		
		時間分	0	0	0		
重度障害者等包括支援	見込値	人	0	0	0		
	時間分	0	0	0			
実績値	人	0	0	0			
	時間分	0	0	0			

サービス種別				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度			
訪問系サービス	障がい児のみ	同行援護	見込値	人	0	0	0		
				時間分	0	0	0		
			実績値	人	0	0	0		
				時間分	0	0	0		
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	見込値	人	135	140	145		
				人日分	2,700	2,800	2,900		
			実績値	人	130	133	137		
				人日分	2,548	2,569	2,658		
			療養介護	見込値	人	12	12	12	
					人分	368	368	368	
		実績値		人	9	9	8		
				人分	283	259	243		
		短期入所【障がい者・障がい児の合算】	見込値	人	16	18	21		
				人日分	127	143	167		
			実績値	人	12	12	8		
				人日分	114	99	77		
		短期入所【障がい児のみ】	見込値	人	0	0	0		
				人日分	0	0	0		
			実績値	人	1	0	0		
				人日分	1	0	0		
		短期入所（ショートステイ）福祉型【障がい者・障がい児の合算】	見込値	人	15	17	20		
				人日分	120	136	160		
			実績値	人	12	12	8		
				人日分	114	99	77		
		短期入所（ショートステイ）医療型【障がい者・障がい児の合算】	見込値	人	1	1	1		
				人日分	7	7	7		
			実績値	人	0	0	0		
				人日分	0	0	0		
		短期入所（ショートステイ）福祉型【障がい児のみ】	見込値	人	0	0	0		
				人日分	0	0	0		
			実績値	人	1	0	0		
				人日分	1	0	0		
		短期入所（ショートステイ）医療型【障がい児のみ】	見込値	人	0	0	0		
				人日分	0	0	0		
			実績値	人	0	0	0		
				人日分	0	0	0		
		訓練等給付	自立訓練【機能訓練・生活訓練の合算】	見込値	人	6	6	6	
					人日分	118	118	118	
				実績値	人	2	1	1	
					人日分	23	6	3	
				自立訓練（機能訓練）	見込値	人	1	1	1
						人日分	23	23	23
			実績値		人	1	0	0	
					人日分	17	0	0	
			自立訓練（生活訓練）	見込値	人	5	5	5	
					人日分	95	95	95	
				実績値	人	1	1	1	
					人日分	6	6	3	

サービス種別				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
日中活動系サービス	訓練等給付	就労移行支援	見込値	人	6	8	10
				人分	132	176	220
			実績値	人	3	2	6
				人分	66	35	88
		就労継続支援 (A型)	見込値	人	15	16	17
				人日分	292	312	332
			実績値	人	12	10	11
				人日分	220	199	221
		就労継続支援 (B型)	見込値	人	120	125	130
				人日分	2,400	2,500	2,600
			実績値	人	126	133	137
				人日分	2,484	2,575	2,708
就労定着支援	見込値	人	1	1	1		
		人日分	5	5	5		
	実績値	人	0	1	1		
		人日分	0	1	3		
居住系サービス	共同生活援助	見込値	人	50	52	54	
			人日分	1,500	1,560	1,620	
		実績値	人	50	55	55	
			人日分	1,454	1,617	1,637	
	施設入所支援	見込値	人	107	105	102	
			人分	3,210	3,150	3,060	
		実績値	人	107	106	106	
			人分	3,211	3,212	3,196	
	自立生活援助	見込値	人	2	2	2	
		人分	10	10	10		
実績値		人	0	0	0		
		人分	0	0	0		
相談支援 (計画相談・地域相談支援)	計画相談支援	見込量	人	35	40	45	
		実績	人	61	77	92	
	地域移行支援	見込量	人	1	1	1	
		実績	人	0	0	0	
	地域定着支援	見込量	人	1	1	1	
		実績	人	0	0	0	
児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス	児童発達支援	見込値	人	50	52	54	
			人日分	150	156	162	
		実績値	人	43	51	46	
			人日分	92	110	94	
	放課後等デイサービス	見込値	人	35	40	45	
			人日分	385	440	495	
		実績値	人	54	61	64	
			人日分	649	820	909	
	保育所等訪問支援	見込値	人	1	1	1	
			人日分	2	2	2	
		実績値	人	0	0	1	
			人日分	0	0	2	
	医療型児童発達支援	見込値	人	0	0	0	
			人日分	0	0	0	
		実績値	人	0	0	0	
			人日分	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	見込値	人	1	1	1	
			人日分	5	5	5	
実績値		人	0	0	0		
		人日分	0	0	0		
障害児相談支援	見込値	人	10	11	12		
	実績値	人	19	24	34		

障害福祉サービス等の実施率



※実施率＝実績値/見込値

※「訪問系サービス」「短期入所」は、障害者と障がい児の合算、自立訓練は、「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」の合算になります。

第5章 アンケート調査、団体・事業所調査からみた現状・意向

1 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる大洲市障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）を策定するにあたり、障がい者等の状況や意見等を把握し、計画の基礎資料として実施しました。

(2) 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

(3) 調査期間

令和2年5～6月

(4) 調査対象者

障害者手帳所持者（0歳～64歳）、障害児通所支援サービス利用児のうち、無作為抽出で700人を対象としました。

ア 障害者手帳所持者(令和2年5月1日現在)

手帳別	手帳所持者	うち0～64歳	抽出者数(発送者)	構成率
身体障害者手帳	1,942人	425人	200人	33.3%
療育手帳	490人	417人	200人	33.3%
精神障害者保健福祉手帳	228人	182人	200人	33.3%
自立支援医療(精神医療)	647人	480人		
合計	3,307人	1,504人	600人	100.0%

イ 障害児通所支援サービス利用児(令和2年5月1日現在)

サービス別	利用児数	抽出者数(発送者)	構成率
児童発達支援	58人	25人	55.0%
放課後等デイサービス	69人	30人	
身体障害者手帳	31人	15人	45.0%
療育手帳	75人	15人	
精神障害者保健福祉手帳他	33人	15人	
合計	266人	100人	100.0%

(5) 回収結果

抽出者数(発送者)	回収者数	回収率
700人	365人	52.1%

2 団体・事業所調査の概要

(1) 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる大洲市障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）を策定するにあたり、市内の団体や事業所へ聞き取り等により意見等を把握し、計画の基礎資料として実施しました。

(2) 調査方法

大洲市の団体・事業所へのシート配布・回収並びに聞き取りにより実施しました。

(3) 調査期間

令和2年9月14日、15日

(4) 調査対象団体・事業所（16箇所）

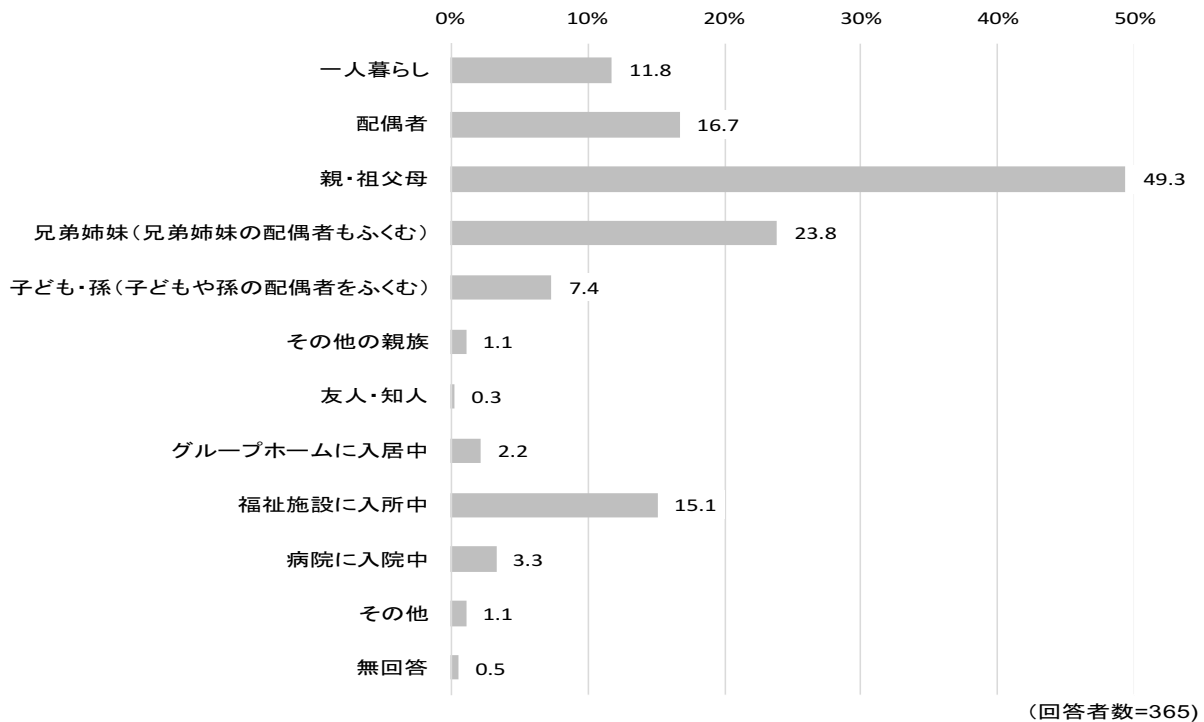
団体・事業所名	法人種別	主な対象者※
大洲市身体障がい者協議会	その他（身体障がい者の会）	身体
大洲手をつなぐ育成会	その他（知的障がい者親の会）	知的
大洲喜多家族会	その他（精神障がい者親の会）	精神
三善会	社会福祉法人	身体
大洲育成園	社会福祉法人	知的
大洲市社会福祉協議会	社会福祉法人	身体、知的、精神
大洲愛育ホーム	その他（大洲市）	障がい児
なないろの羽 東大洲ルーム （きくぞのケアパーク）	株式会社	障がい児
サポート作業所（ノーマライゼーションサポートおおず）	NPO法人	身体、知的、精神
あいわ苑（肱友会）	社会福祉法人	知的
夢たまご	株式会社	身体、知的、精神
ゼロベース	株式会社	身体、知的、精神
Sa. おいでや（宗友福祉会）	社会福祉法人	身体、知的、精神
すたあと	NPO法人	精神
歩	NPO法人	知的、障がい児
大洲市立大洲学園	その他（大洲市）	知的

※主な対象者欄 身体：身体障がい者、知的：知的障がい者、精神：精神障がい者

3 アンケート調査結果の概要

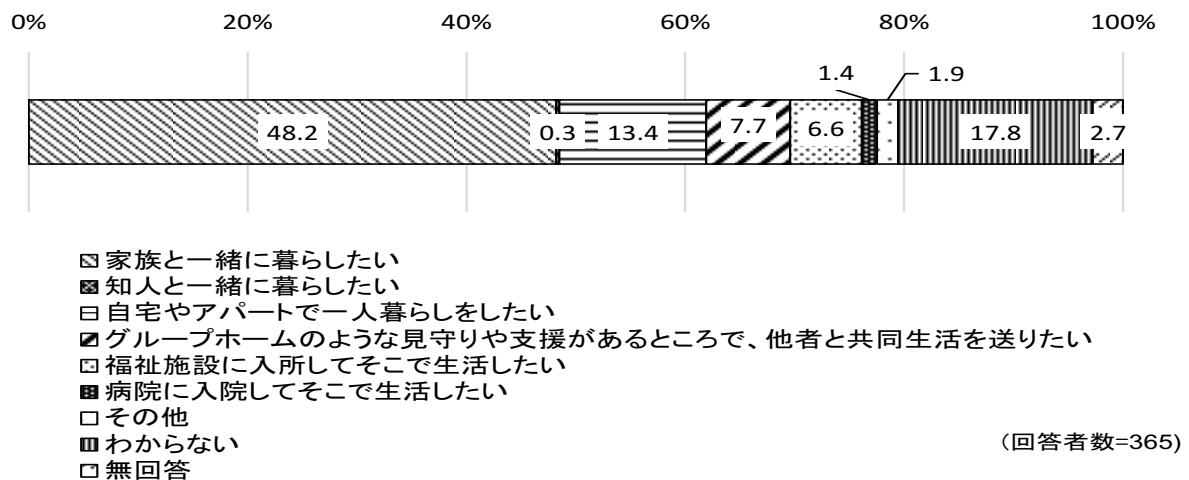
(1) 同居者（あてはまるものすべてに○）

同居者は、「親・祖父母」が49.3%と多く、次いで「兄弟姉妹（兄弟姉妹の配偶者もふくむ）」が23.8%、「配偶者」が16.7%となっています。



(2) 将来希望する暮らし

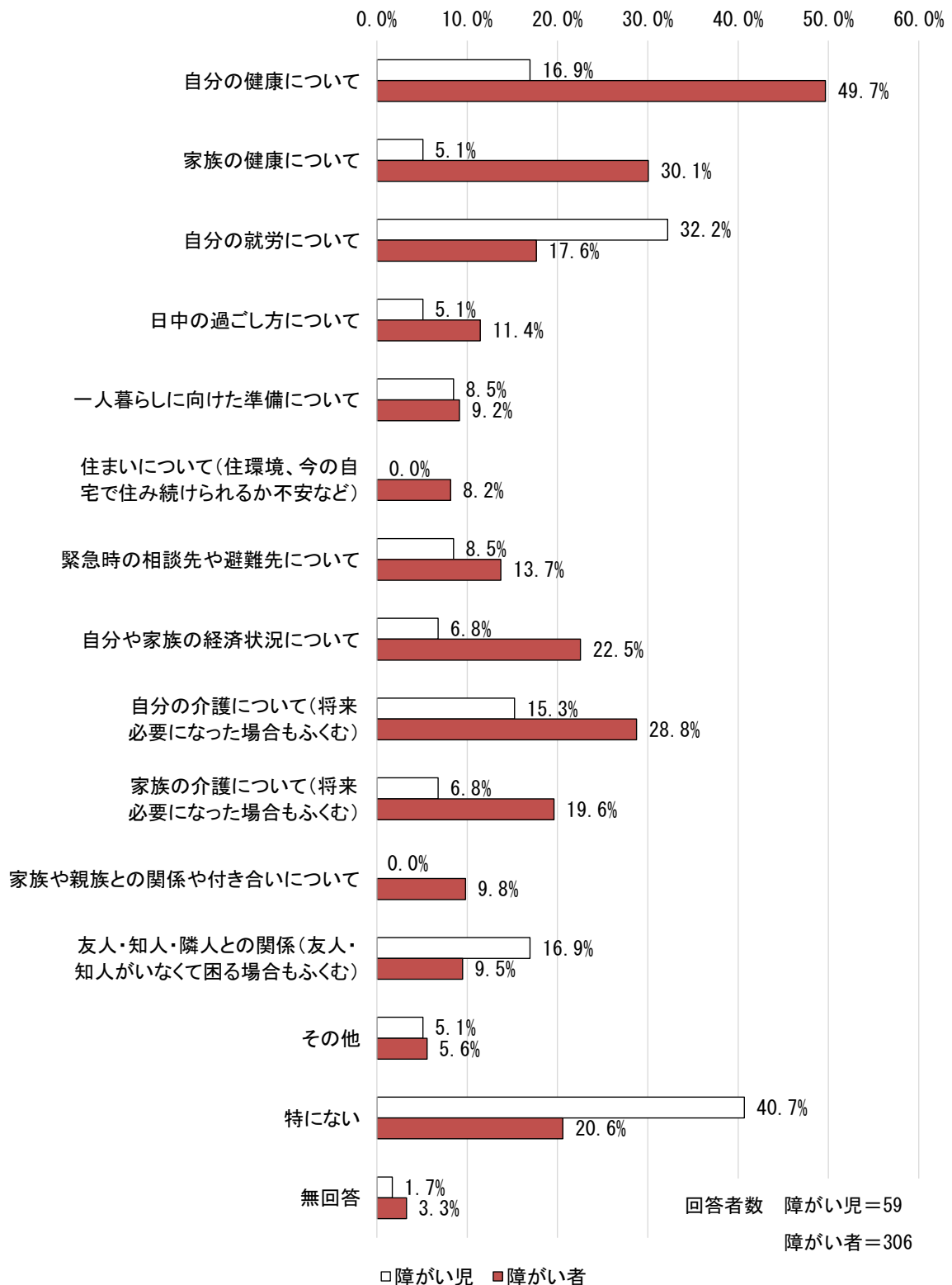
「家族と一緒に暮らしたい」が48.2%と多く、次いで「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」が13.4%、「グループホームのような見守りや支援があるところで、他者と共同生活を送りたい」が7.7%、「福祉施設に入所してそこで生活したい」が6.6%となっています。



(3) 悩みや心配ごとについて（あてはまるものすべてに○）

障がい児では、「自分の就労について」が32.2%と多く、次いで「自分の健康について」と「友人・知人・隣人との関係」が16.9%でした。

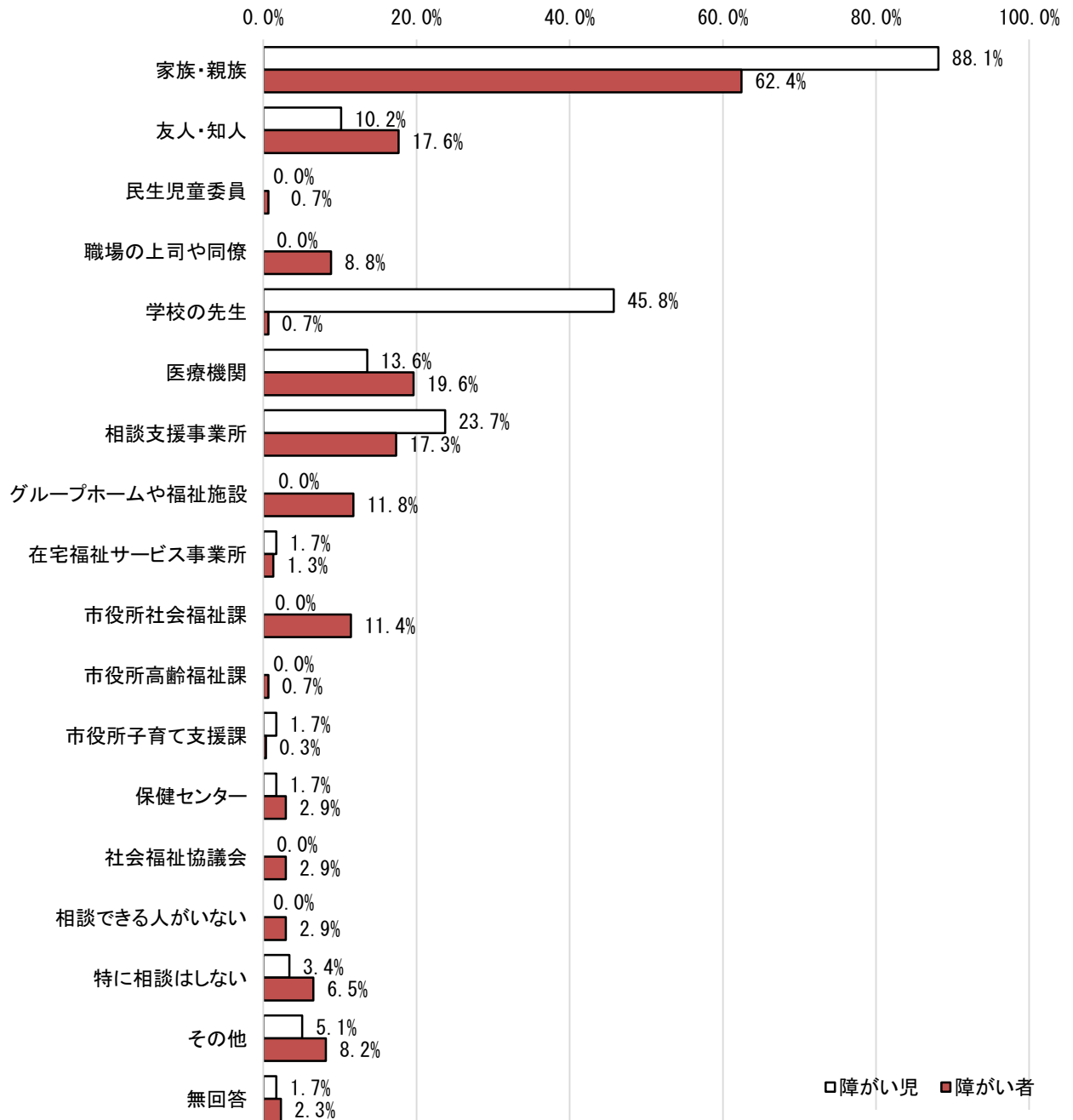
また、障がい者では「自分の健康について」が49.7%と多く、次いで「家族の健康について」30.1%「自分の介護について（将来必要になった場合もふくむ）」28.8%となっています。「特にない」と答えた方は、障がい児で40.7%、障がい者は20.6%でした。



(4) 悩みごとの相談先 (あてはまるものすべてに○)

障がい児・者ともに最も多いのは「家族・親族」でした。

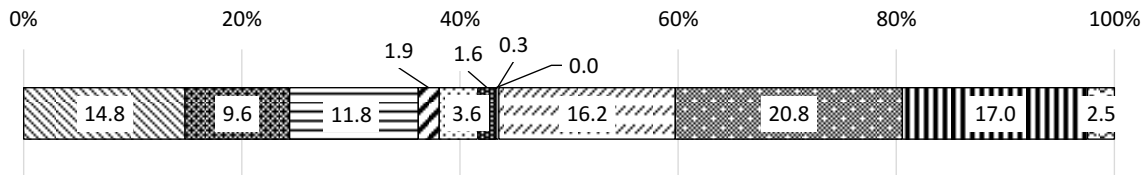
障がい児では、次いで「学校の先生」45.8%、「相談支援事業所」23.7%となっています。また、障がい者では、「医療機関」19.6%、「友人・知人」17.6%、「相談支援事業所」17.3%となっています。



□障がい児 ■障がい者
 回答者数 障がい児=59
 障がい者=306

(5) 平日の日中の過ごし方

「家にいる」が20.8%と多く、次いで「幼稚園や保育園、学校に通っている」が16.2%、「常勤で働いている」が14.8%、「就労移行支援事業・就労継続支援A型またはB型事業所を利用している」が11.8%、「アルバイト・パート・非常勤・契約社員などで働いている」が9.6%となっています。

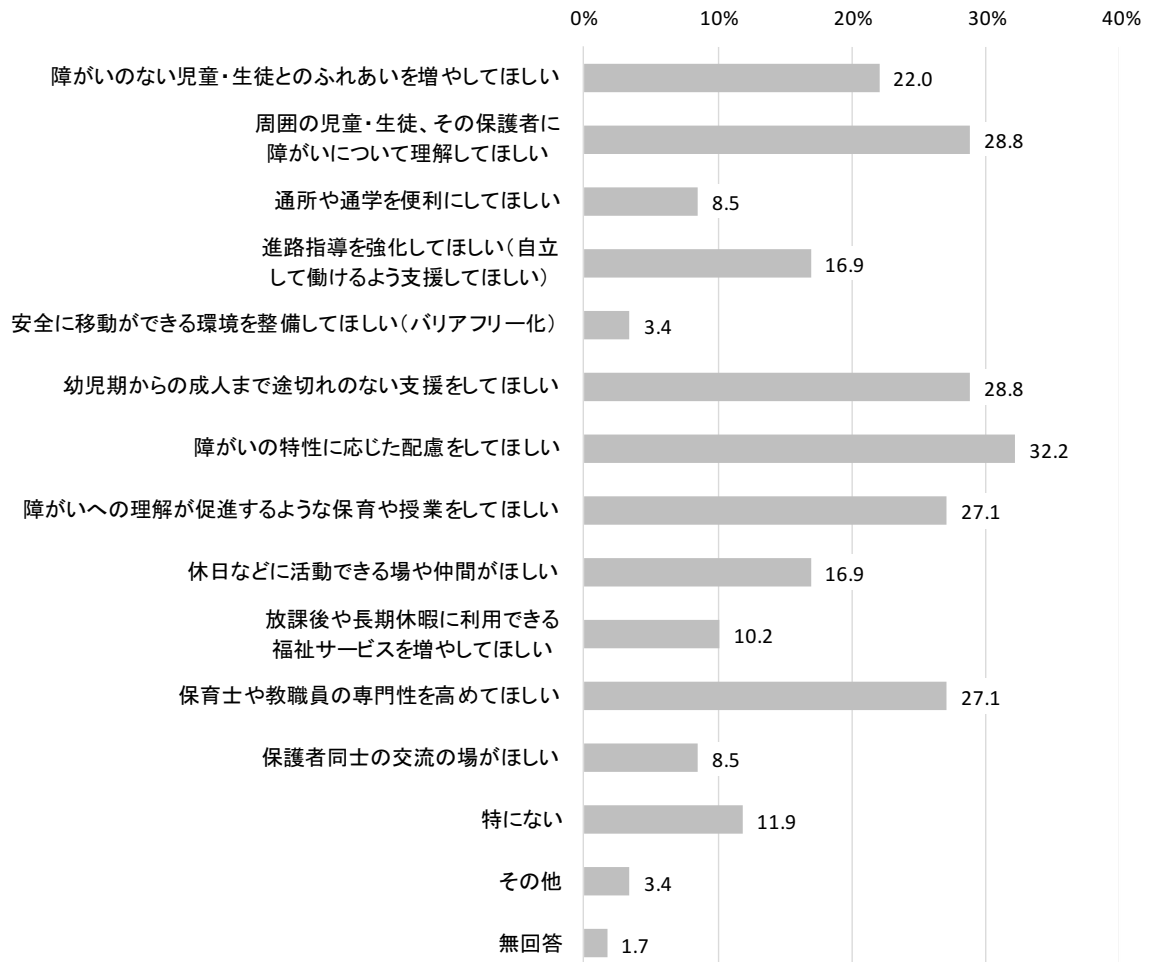


- 常勤で働いている
- アルバイト・パート・非常勤・契約社員などで働いている
- 就労移行支援事業・就労継続支援A型またはB型事業所を利用している
- 地域活動支援センター(東大洲デイサービス・かみやまなど)を利用している
- 日中一時支援事業(大洲ホーム・大洲育成園・あゆむ苑など)を利用している
- 通所の生活介護施設(大洲ホーム・あゆむ苑など)を利用している
- 児童発達支援事業所(大洲愛育ホームなど)を利用している
- 放課後等デイサービス事業所(あゆむ苑・なないろの羽など)を利用している
- 幼稚園や保育園、学校に通っている
- 家にいる
- その他
- 無回答

(回答者数=365)

(6) 保育や教育に今後必要だと思うこと（あてはまるものすべてに○）

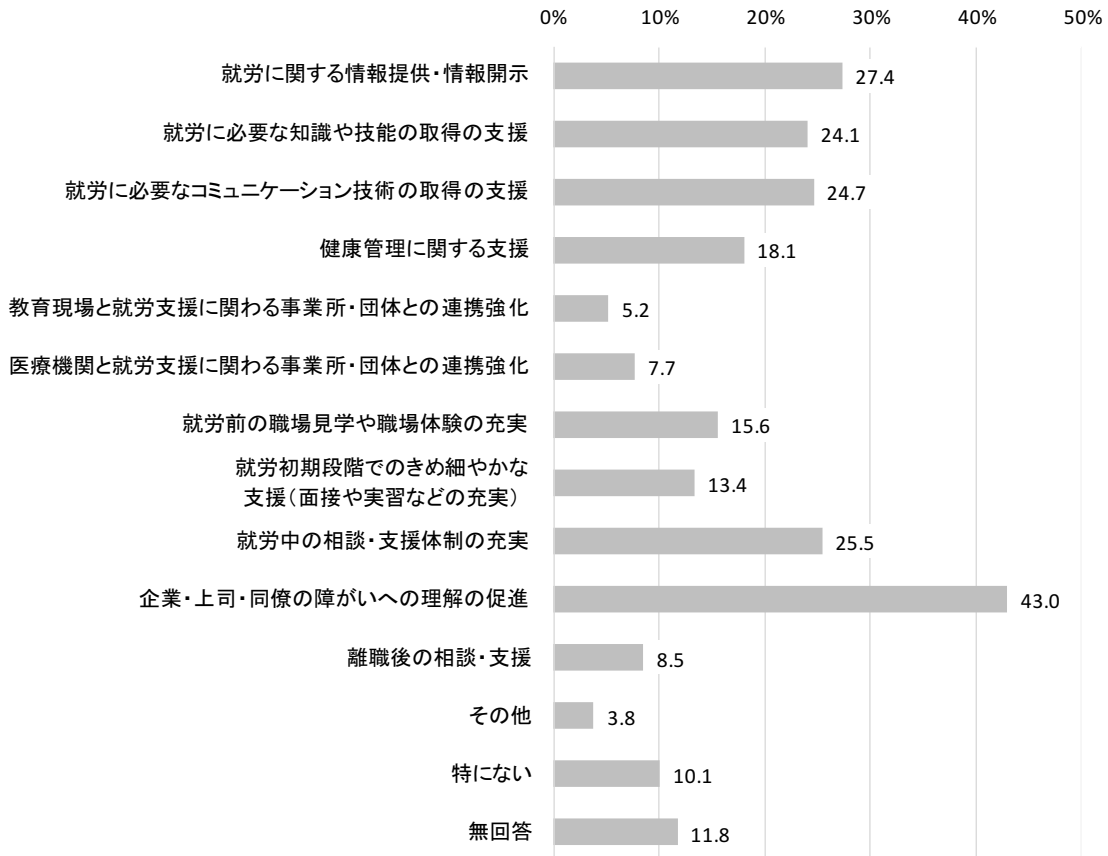
「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」が32.2%と多く、次いで「周囲の児童・生徒、その保護者に障がいについて理解してほしい」「幼児期からの成人まで途切れのない支援をしてほしい」がともに28.8%、「障がいへの理解が促進するような保育や授業をしてほしい」「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」がともに27.1%となっています。



(回答者数=59)

(7) 働くために重要と思われること（あてはまるものすべてに○）

「企業・上司・同僚の障がいへの理解の促進」が43.0%と多く、次いで「就労に関する情報提供・情報開示」が27.4%、「就労中の相談・支援体制の充実」が25.5%、「就労に必要なコミュニケーション技術の取得の支援」が24.7%、「就労に必要な知識や技能の取得の支援」が24.1%となっています。



(回答者数=365)

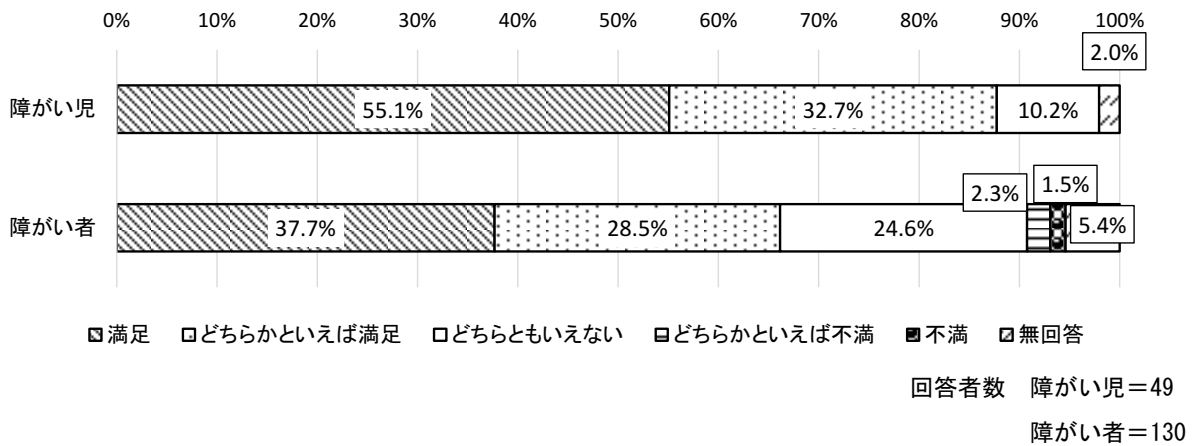
(8) 利用した障害福祉サービスの満足度

「満足」と答えた方は、障がい児で55.1%、障がい者は37.7%でした。

「どちらかといえば満足」と答えた方は、障がい児で32.7%、障がい者は28.5%でした。

「どちらもいえない」と答えた方は、障がい児で10.2%、障がい者は24.6%となっています。

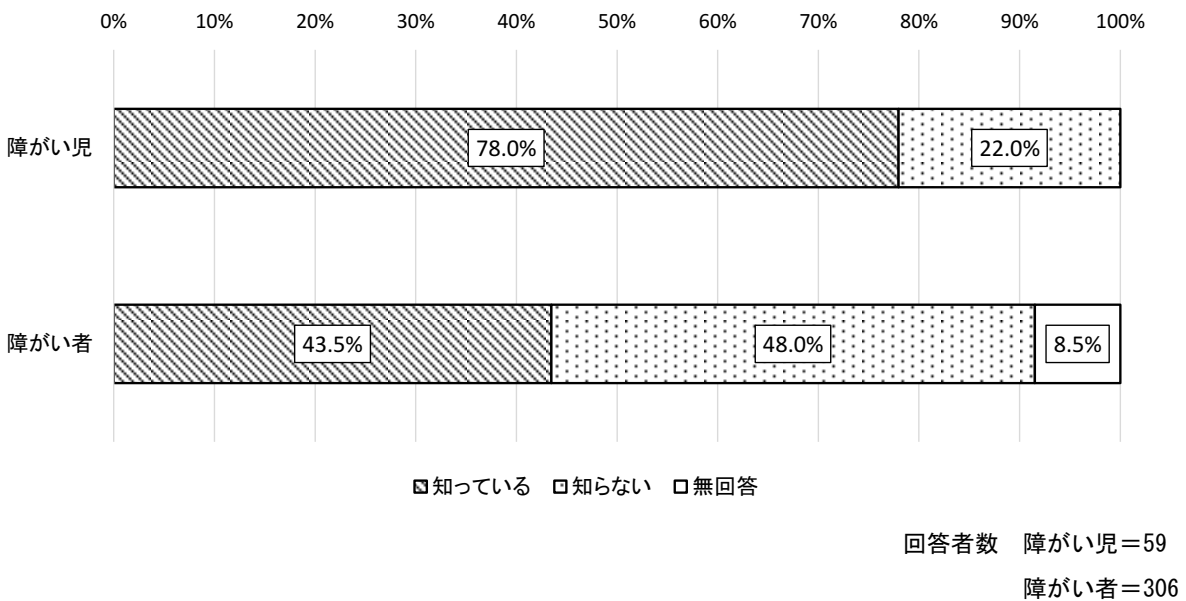
「どちらかといえば不満」「不満」と答えた方は障がい児はありませんが、障がい者はそれぞれ2.3%、1.5%となっています。



(9) サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況

「知っている」と答えた方は、障がい児は78.0%、障がい者は43.5%でした。

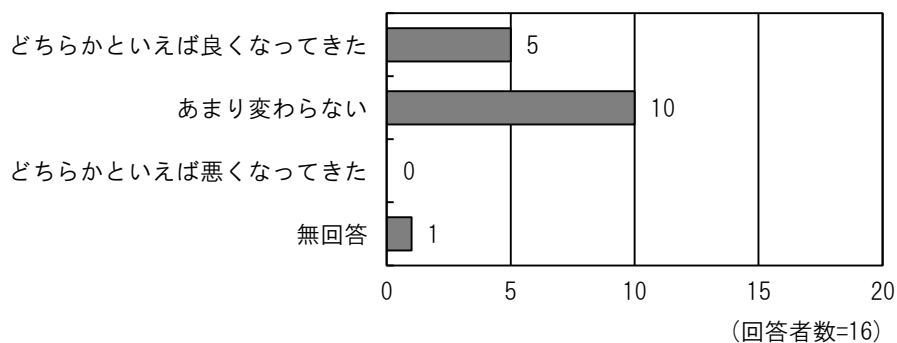
「知らない」と答えた方は、障がい児は22.0%、障がい者は48.0%でした。



4 団体・事業所調査結果の概要

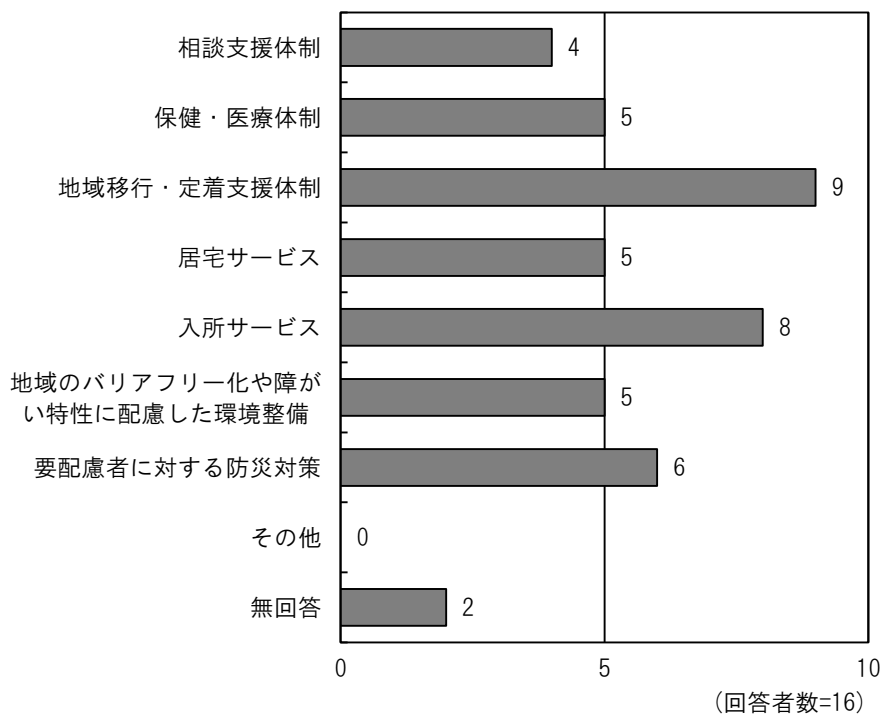
(1) 最近5年での障がい者の生活環境

「あまり変わらない」が10件、「どちらかといえば良くなってきた」が5件となっています。「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



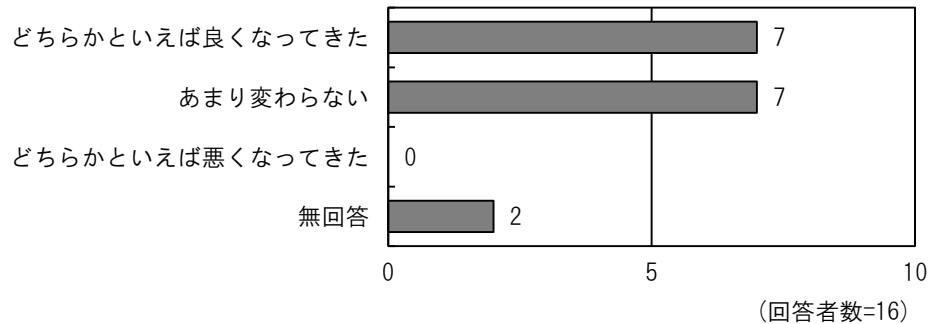
(2) 生活環境の改善のために不足していると感じるもの（複数回答可）

「地域移行・定着支援体制」が9件と最も多くなっています。次いで「入所サービス」が8件となっています。



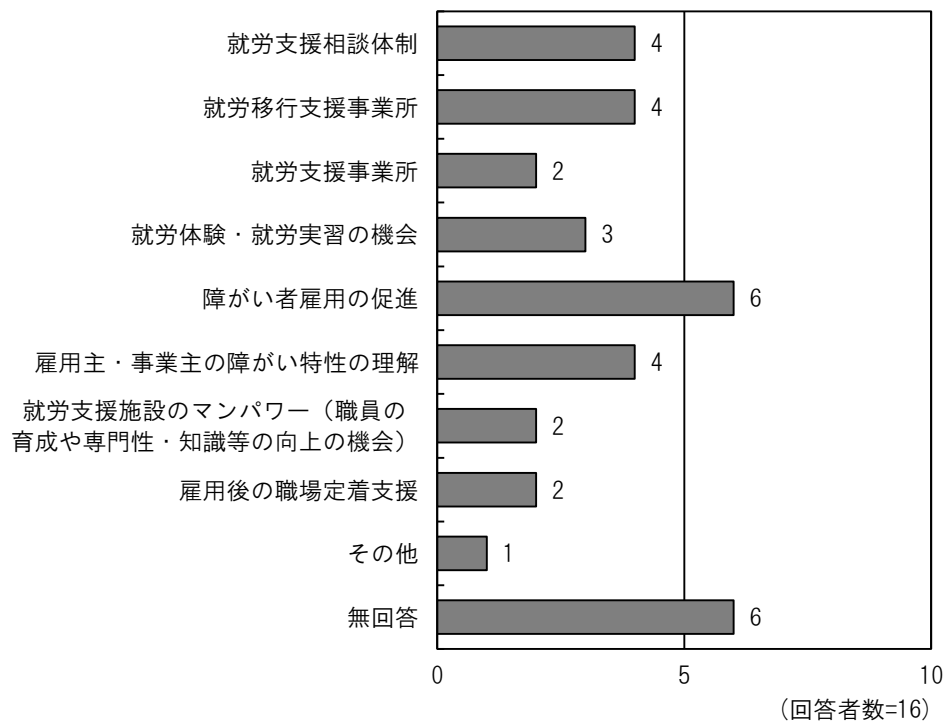
(3) 最近5年で障がい者の就労環境は改善してきたか

「どちらかといえば良くなってきた」「あまり変わらない」がともに7件となっています。「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



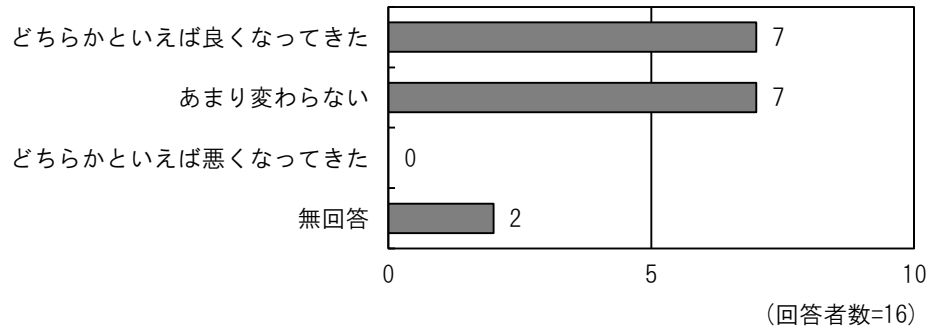
(4) 就労環境の改善のために不足していると感じるもの（複数回答可）

「障がい者雇用の促進」が最も多く6件となっています。次いで「就労支援相談体制」「就労移行支援事業所」「就労支援事業所」「雇用主・事業主の障がい特性の理解」がともに4件となっています。



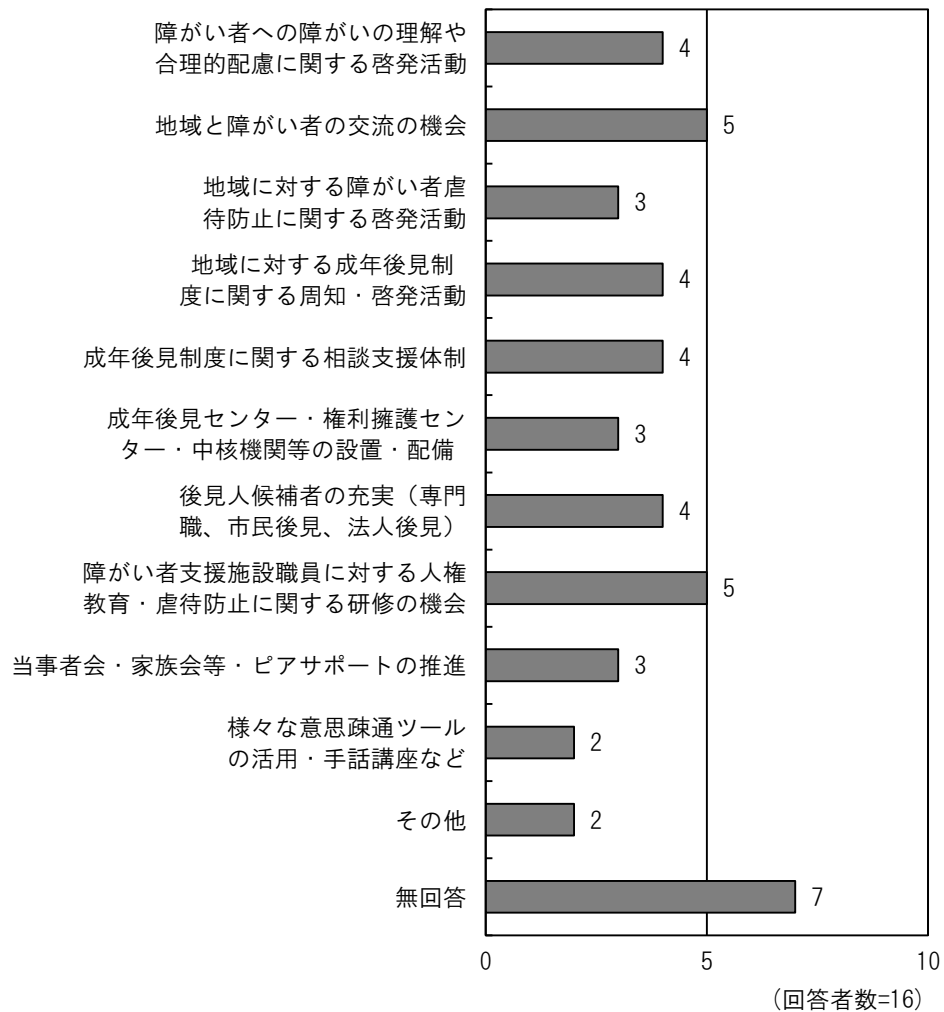
(5) 最近5年で障がい者の権利擁護環境は改善してきたか

「どちらかといえば良くなってきた」「あまり変わらない」がともに7件となっています。「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



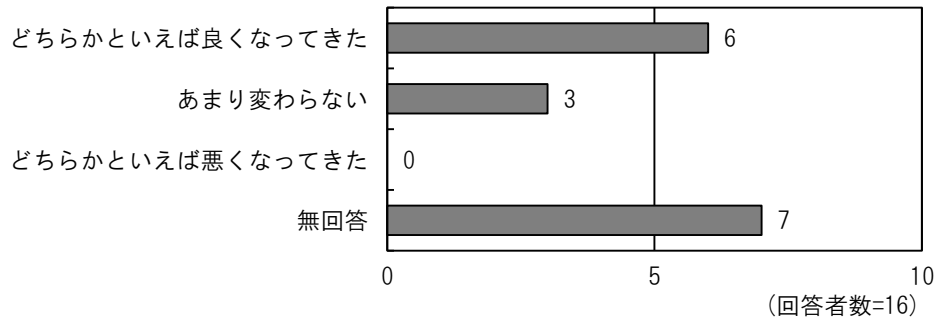
(6) 障がいの理解や権利擁護について不足していると感じるもの（複数回答可）

「地域と障がい者の交流の機会」「障がい者支援施設職員に対する人権教育・虐待防止に関する研修の機会」が最も多く、ともに5件となっています。



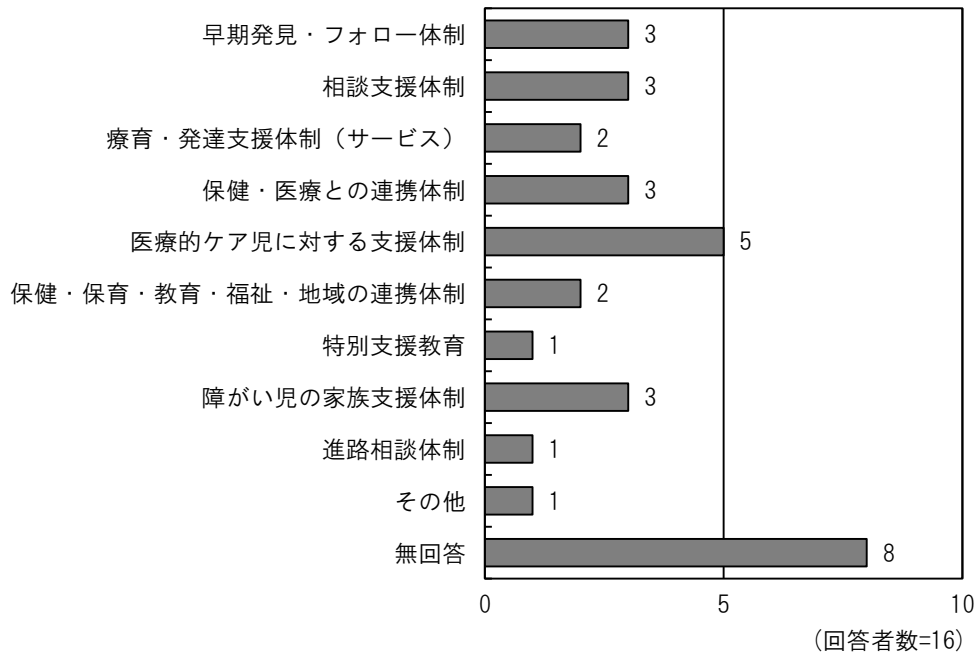
(7) 最近5年で障がい児の保育就学環境は改善してきたか

「どちらかといえば良くなってきた」が最も多く6件、「あまり変わらない」が3件となっています。「どちらかといえば悪くなってきた」はありませんでした。



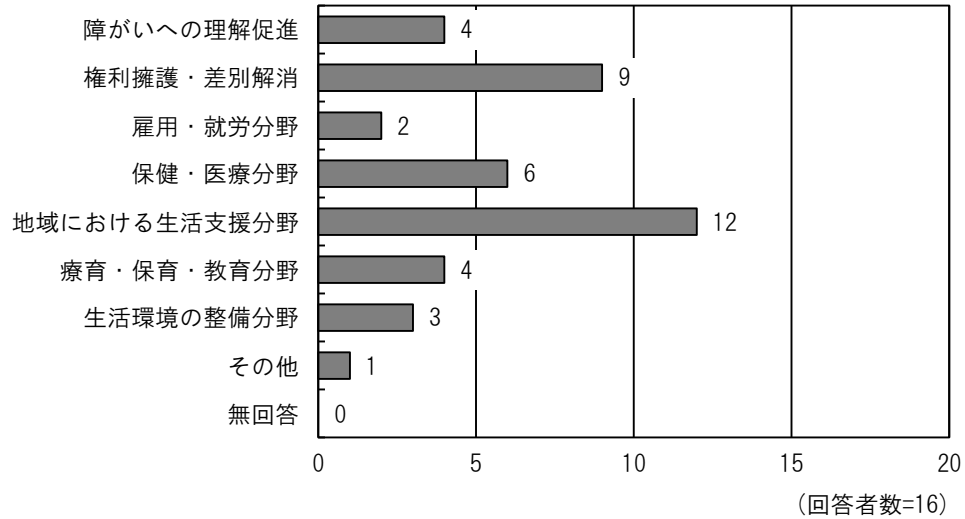
(8) 障がい児に対する環境について不足していると感じるもの（複数回答可）

「医療的ケア児に対する支援体制」が最も多く5件、次いで「早期発見・フォロー体制」「相談支援体制」「保健・医療との連携体制」「障がい児の家族支援体制」がともに3件となっています。



(9) 事業所活動に特に重要と思われる項目 (3つまで選んで回答)

「地域における生活支援分野」が最も多く 12 件、次いで「権利擁護・差別解消」が 9 件、「保健・医療分野」が 6 件となっています。



団体・事業所からの主な意見については、以下のとおりです。

分野別項目	具体的な意見等
生活環境について	<p>【改善されたと思う点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療及び交通関係は少しずつ良くなり、障がいを持つ人が気持ちの上である程度ゆとりができたように感じる。 ・スーパー等で興奮して大きな声を上げても、自然体で接してくれる人が多くなった。良くしてくれる人は少しずつ増えてきたように感じる。 ・高校生などは、明らかな身体障がい者に対して、親切に接する人が多くなった。 ・車椅子等での行動がしやすいように、道路や建物内に配慮されている。（スイッチの位置やわかりやすい説明文） ・移動支援サービスの利用で、買い物やイベント参加がしやすくなっている。 ・地域や家庭で生活が出来るよう、サービスの選択肢が多くなっている。 ・介護タクシーが増え、利用しやすくなっている。 ・以前と比べると福祉サービスを選べるようになったり、支援も多様化してきているように感じる。 ・障がいを持つ人の就労や障がい児の受け入れ先が増え支援が広がっている。 ・放課後等デイサービスも増えてきており、選択の幅が広がりつつある。 <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者について、高齢化していくにつれ在宅生活が厳しくなってくるため、入所施設の充実が望まれる。 ・防災対策について、次第に良くなっているが、いざという時はどうかかわからない。普段からの付き合いがなければ、自主防災組織等に助けをもらうにも、難しいと思う。 ・重度障がい者24時間居宅サービス制度はあるのに、大洲では行う事業所がない。親が高齢化し、障がい者を病院等に連れていくことが困難になりつつあるため、それに対応したサービスが欲しい。 ・グループホームがもっと地元があればいい。親なき後を考えたら、早めに一人で安心して生活できるように、受け入れる資源がもっとあるとよい。 ・家族(親)が高齢となり一緒に生活することが困難。単身生活は不安。グループホーム等があれば助かる。 ・特に夜間における身体介護を提供できる事業所が少ない。人員の問題もあり全体的に事業所を選べる環境にない。 ・精神障がいの特性を理解して受け入れてくれる事業所が、少ないと感じている。 ・地域移行していくために事業者と相談支援の連携をもっと進めていく必要があると思う。 ・地元精神病院における社会的入院患者の社会復帰体制が不十分である。

分野別項目	具体的な意見等
就労環境について	<p>【改善されたと思う点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者を受け入れる会社の増加もあり、全体から見た就労環境はゆっくりとしたペースであるが、良くなってきたと考えている。 ・ A型B型作業所が増え、障がいのある人の選択肢が増えた。 ・ 一般就労(障がい者枠)では、理解ある対応をいただいている。 ・ 日中サービスが増えてきたことで障がい児・者が日中過ごす場所、特に就労する場が増えた。 <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行の活動により、一般就労の機会を増やしていくことが必要と思う。 ・ 障がい者の働ける場所の増加を望む。 ・ 雇用されたあと、継続できる手助けが障がいのある人には必要。 ・ 一般就労に向けての支援学校の実習の確保をもっと推進して欲しい。 ・ 行政として商工会議所の事業所への普及啓発をお願いしたい。 ・ 一般就労の体験の場の確保も今後は検討して欲しい。
権利擁護環境について	<p>【改善されたと思う点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな講演会、広報誌、またテレビなどで見たり聞いたりして、障がいに対する理解は進んでいるように感じる。 ・ 理解や交流分野においては、浸透している実感がある。 ・ 当施設の利用者である障がい者を、やさしく受け入れて、話しかけてくれることをよく目にするようになってきている。 ・ 権利擁護は国や自治体がよく発信してくれているので理解度は高まっていると思う。 <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解を深めるような普及啓発に向けた活動がない。 ・ 交流の場を設けることが、なかなか実現されにくい。 ・ 手話等の勉強会をしたい。同じ身体障がい者同士でもコミュニケーションがとれない。 ・ 以前は、障がい者理解や権利擁護のための啓発・交流会などの勉強会があったと思うが、最近が開催されていない。 ・ 制度を理解することが難しい。かなり勉強しないと、どういう制度かわかりにくく、もっとわかりやすく使いやすい制度にして欲しい。 ・ それぞれの障がいの特性を身近なものから理解するために、障がい者をもつ家族同士(すべての障がい)合同で話ができる機会、場所の提供が必要。 ・ 施設職員や、事業所職員に対しての研修を充実して欲しい。 ・ 人権・虐待に特化した研修会がなかなか受けられない。

分野別項目	具体的な意見等
<p>保育就学・障がい児に対する環境について</p>	<p>【改善されたと思う点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスがかなり増えた。 ・相談支援事業所でも子どもを主にしているところがあった。 ・サービス事業者が増え、改善されてきていると思う。 ・放課後等デイサービスが増え、障がい児・家族も含め、安心につながり、以前に比べ改善が見られると思われる。 ・市外からも社会資源として、利用があるとのことで、需要がある中で多く整備されていて良いと思う。 ・発達障がい児は増加しているので、各学級にも数人はいるというのが常識になってきた。そのため受け入れる理解度が高まってきたと思う。 <p>【改善が求められる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な就学児が増えてきたのに対し、受け皿である学校の体制が整っていないと感じる。 ・発達支援事業所の数が少ない。 ・就学前の医療的ケア児の支援体制が不十分で、地元の幼稚園・保育所への入園へのハードルも高い。 ・特別支援教育の支援員や加配保育士の専門性に不足を感じる。 ・障がい児を育てている家族支援として、ペアレントトレーニングや保護者の負担軽減のための一時預りや短期入所が必要である。 ・相談支援事業所の数及び質の向上が求められる。 ・社会的入院患者の社会復帰のシステム作りが必要である。 ・医療的ケア児をみられる病院(小児科)の24時間対応が必要である。 ・親亡き後を心配されている方、1日中障がい児・者をみている苦悩を相談したいが、どこへ行けば良いか悩まれている方が多い。 ・医療的ケア児の支援体制については、教育部門も一緒に考えていく必要がある。
<p>事業所活動に対する支援等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養生活をするうえで、少しでも費用の減額(制度的なもの)を望む。 ・障がい者のみで、年に1度健康診断をして欲しい。 ・障害福祉サービスの向上のために、個人に合ったサービスとはどんなことがあるか、どんなサービスを受けることが出来るかを、市より提案して欲しい。 ・雇用創出事業等により、介護人材の確保や障がい者の一般就労につなげることはできないか。 ・意思決定や意思表示の困難な利用者のサービス利用に対しての支援。 ・親亡き後や、利用者さんが病気になって長期入院や看取りを考えなければいけなくなった時の利用者さんや家族が安心できる相談や移行場所、サービス内容等の整備。 ・障がい者が一般の人と交流が持てるイベントや参加出来るスポーツ大会の企画を増やしてほしい。

分野別項目	具体的な意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者基幹相談支援センターを、相談に行きやすい、当事者の方にわかりやすい窓口の名称に変えてはどうか。 ・ 地域移行を進めるために医療機関や入所施設等へのアプローチ。 ・ 地域定着できるような地域体制づくり。 ・ 精神病院での社会的入院患者の退院対応は、各作業所レベルで対応しようとしても繋がりにくい。行政が相談支援専門員と病院関係者及び作業所と協力して進めていく体制が必要である。 ・ 障がいに対しての理解や合理的配慮に関する運動(セミナー・研修)をして、権利擁護をしてもらいたい。 ・ ハザードマップを活用しているが、障がい者にとってもわかりやすい情報を提供していただきたい。 ・ 地元企業の障がい者枠の増加に期待したい。 ・ 学校の先生方と交流・意見交換できる場。

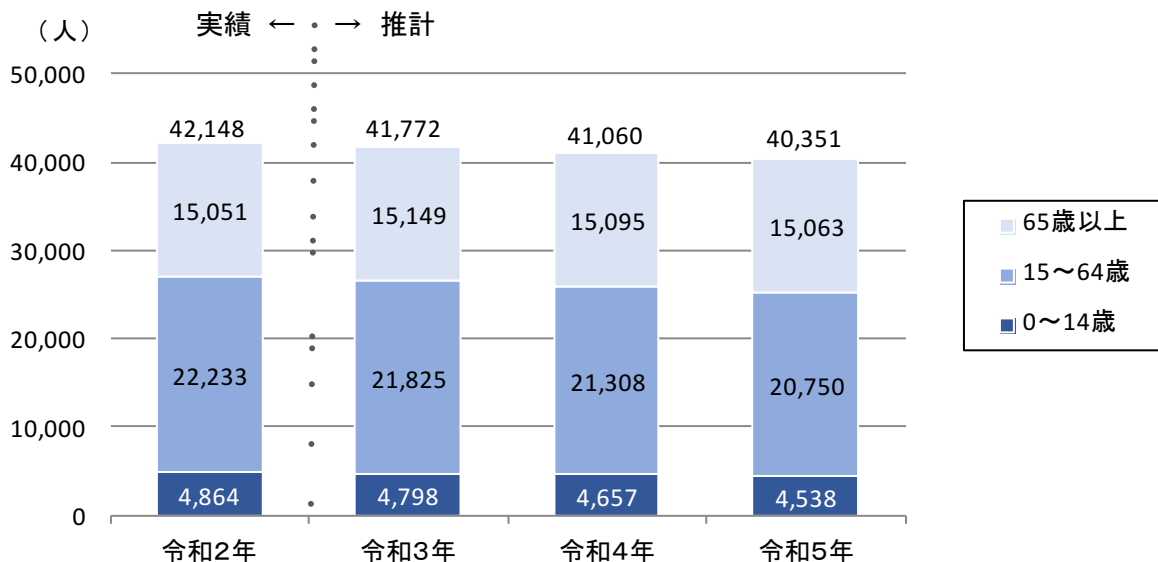
第6章 障がい者等の推計

1 人口推計

人口推計は、平成30年から令和2年の各年9月末の住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により行いました。（コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率等を用いて将来の人口予測を計算する方法です。）

人口推計によると、減少傾向で推移していき、令和2年との比較では、令和3年には41,772人（376人減少）、令和5年には40,351人（1,797人減少）になると推計されます。

人口推計（各年9月30日現在）



〔実績値：令和2年9月30日現在〕

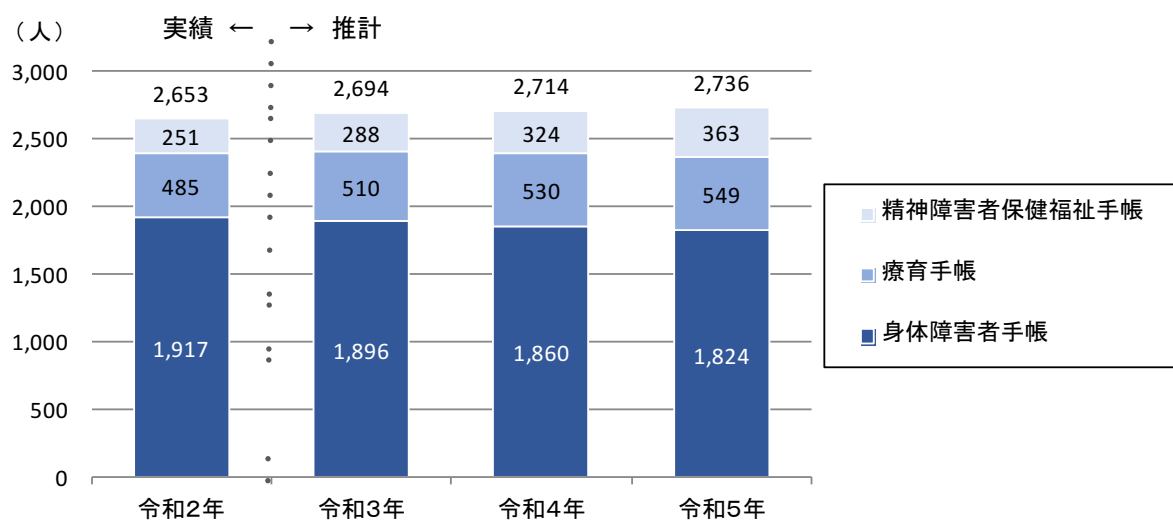
（単位：人）

	実績	推計		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～14歳	4,864	4,798	4,657	4,538
15～64歳	22,233	21,825	21,308	20,750
65歳以上	15,051	15,149	15,095	15,063
総人口	42,148	41,772	41,060	40,351

2 障がい者数の推計

障害者手帳の所持者数は、令和2年以降、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移し、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移していくと予測します。令和2年との比較では、令和5年は、身体障害者手帳所持者が1,824人(93人減少)、療育手帳所持者が549人(64人増加)、精神障害者保健福祉手帳所持者が363人(112人増加)になると推計されます。

障がい者数の推計



[実績値：令和2年3月31日現在]

(単位：人)

	実績	推計		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者	1,917	1,896	1,860	1,824
療育手帳所持者	485	510	530	549
精神障害者保健福祉手帳所持者	251	288	324	363
合計	2,653	2,694	2,714	2,736

第7章 計画の方向性

1 計画の基本的考え方

「大洲市障がい福祉計画（第6期）」「大洲市障がい児福祉計画（第2期）」の上位計画である「大洲市障がい者計画（第5次）」では、計画の基本的な考え方として、以下のように示しています。

障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にとっとり、当該理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしており、「大洲市障がい者計画（第5次）」においてもその原則に沿って推進するものとします。

1 計画の基本的考え方
(1) 地域社会における共生等
(2) 差別の禁止
(3) 社会のあらゆる場面における利便性の向上
(4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(5) 障がい特性等に配慮したきめ細かな支援
(6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

この基本的考え方を見据えながら、「大洲市障がい福祉計画（第6期）」「大洲市障がい児福祉計画（第2期）」では、国の基本指針に沿って、大洲市の実情や意向等に応じたサービス見込量の設定・確保、また国が掲げる成果目標等の達成に向けた実施計画を推進します。

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）に係る国の基本指針の見直しの主なポイント【再掲】

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 5 発達障がい者等支援の一層の充実
- 6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 7 障がい者による文化芸術活動の推進
- 8 障害福祉サービスの質の確保
- 9 福祉人材の確保

2 市の現況と課題を踏まえた施策の方向性

本市の現況と課題、市民の意向や団体・事業所の意見、制度改正等を踏まえ、施策の方向性を示します。

現況と課題、市民の意向、団体・事業所等の意見
<p>【市の現状より】</p> <ul style="list-style-type: none">・療育手帳所持者は、平成 30 年から令和 2 年にかけて増加傾向である（33 人 7.3%増）。特に、18 歳未満で増加の割合が高くなっている（9 人 13.8%増）。・精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 30 年から令和 2 年にかけて増加傾向である（47 人 23.0%増）。・給付費の総額では、平成 27 年度との比較では、障害者自立支援給付費、障害児入所給付費等、地域生活支援事業給付費の総額が増加傾向である（196,532 千円 23.6%増）。・（障がい児）保育所・幼稚園・認定こども園に通う支援を必要としている乳幼児数は、平成 30 年から令和 2 年にかけて増加傾向である（13 人 65.0%増）。・（障がい児）特別支援学級に通う児童・生徒数（小中学校合計）は、平成 30 年から令和 2 年にかけて増加傾向である（3 人 4.3%増）。・障害福祉サービスで第 5 期のサービス見込量を上回る実績（令和元年度）となったサービスは、就労継続支援（B 型）、共同生活援助、施設入所支援、計画相談支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援である。特に、計画相談支援（91.7%増）、障害児相談支援（133.3%増）の実績が見込量を大きく上回っている。 <p>【障がい者アンケート結果より】</p> <ul style="list-style-type: none">・将来希望する暮らしでは、「家族と一緒に暮らしたい」、「自宅やアパートで一人暮らしをしたい」、「グループホームのような、見守りや支援があるところで他者と共同生活を送りたい」等の地域における希望が合計で約 7 割を占めており、今後も地域で安心して暮らす体制が求められている。・悩みや心配ごとについては、「自分の健康について」や、「家族の健康について」が多くみられ、家族全体を支援する体制が求められている。・悩みごとの相談先では、家族・親族が障がい児・者ともに高い状況である。・平日の日中の過ごし方では、「家にいる」が 20.8%と最も多くなっており、地域での活動や外出を支援する体制が求められている。・（障がい児）保育や教育に今後必要だと思うことでは、「周囲の人の障がいの理解」「障がいの特性に応じた配慮」「途切れのない支援」「職員の専門性を高めて欲しい」とのニーズが高く、今後さらなるサービスの質の向上、職員のスキルアップ等が求められている。・働くために重要と思われることでは、「企業・上司・同僚の障がいへの理解の促進」が 43.0%と最も多く、就業支援にあてっては、さらに企業等に対する啓発等の取組が求められている。・利用した障害福祉サービスの満足度では、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた方は、障がい児で 87.8%と満足度が高く、障がい者は 66.2%と概ね現状の障害福祉サービスに満足している状況であるが、「不満」「どちらかといえば不満」も 3.8%あり、今後もさらにニーズに

対応したサービス提供に努めるなど、満足度の維持と向上が求められる。

- ・サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況では、障がい児では78.0%と認知度は高いが、障がい者では「知らない」が約5割以上となっており、さらなる周知や案内等が求められる。

【団体・事業所調査】

- ・最近5年間の状況については、「生活環境」「就労環境」「権利擁護」「保育就学」等いずれの項目においても、概ね良くなってきたとの回答が多く、悪くなってきたとの回答はなく、改善の効果が表れていると考えられる。
- ・生活環境で不足しているものとして「地域移行・定着支援体制」が最も多くあがっており、次いで「入所サービス」となっている。
- ・就労環境の改善のために不足していると感じるものとして、「障がい者雇用の促進」、次いで「就労支援相談体制」「就労移行支援事業所」「雇用主・事業主の障がい特性の理解」があがっており、トータルの支援が求められている。
- ・高齢化していくにつれ在宅生活が厳しくなるため、入所施設の充実が望まれる。
- ・親なき後の支援体制を求める声が多くあり、グループホームを求める意見が多くあった。
- ・一般就労にあたって実習や就労移行を求める意見があった。
- ・手話等の勉強会への要望、同じ身体障がい者同士でのコミュニケーションに対する要望があった。
- ・障がい児に対する環境について不足しているものとして、「医療的ケア児に対する支援体制」が最も多くあがっている。



施策の方向性・取組

◆地域における生活の維持及び継続の推進

- ・国の示す第6期障害福祉計画の基本指針改正（令和2年5月19日）でも、「地域における生活の維持及び継続の推進」が示されており、第5期障害福祉計画から継続し、地域移行が求められています。障がい者アンケート結果からも、多くの障がい者が将来的に地域で継続して暮らすことを望んでいます。
- ・団体・事業者調査からの意見でも、地域移行の推進に対して共同生活援助（グループホーム）の増加を求める意見が多くあがっていました。
- ・さらなる地域移行の推進にあたって、ニーズに対応した共同生活援助の見込量の設定と確保を進めます。

◆「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組は、国の示す第5期障害福祉計画の基本指針からの継続であるだけでなく、高齢福祉計画・介護保険事業計画等にも求められる、地域の福祉課題を丸ごと支える社会です。
- ・「地域共生社会」では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加することが求められています。そのために、地域におけるお互いが意思疎通を図る手段、機会を広めることが重要であると考えられます。

施策の方向性・取組

- ・手話や障がい者とのコミュニケーションを円滑に進めたいという要望があげられており、関連する地域生活支援事業の充実を進めます。

◆福祉施設から一般就労への移行

- ・国の示す第5期障害福祉計画では、「福祉施設から一般就労への移行等」に対しては、成果目標として4つの目標を設定し、重点的に成果を求めています。第6期障害福祉計画の基本指針においても、本項目には、3つの成果目標が設定されています。
- ・「地域共生社会」や「地域移行」を実現するために、福祉施設から一般就労への移行も大きな要素となります。親なき後も、地域での暮らしを継続するためには、収入を得る手段を確保することが望まれます。一般就労への移行にあたっては、就労継続、就労移行、就労定着へとトータル的な支援が必要となるため、ニーズに対応した見込量の設定と確保を進めます。

◆相談支援体制の充実・強化等

- ・「相談支援体制の充実・強化」については、第6期障害福祉計画の基本指針において、新規に成果目標が設定された項目です。
- ・サービス利用、福祉の相談窓口の認知状況では、障がい者の約5割が「知らない」と回答しており、今後は相談窓口の周知に努めるとともに、受け入れ体制の確保も進めます。
- ・障害福祉サービスの利用者増加に伴い、計画相談支援また、障害児相談支援の利用者も見込量を大幅に上回っているため、増加に対応した見込量の設定と確保を進めます。

◆障害児通所支援等の充実

- ・国の示す第2期障害児福祉計画の基本指針では、「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し」において、医療的ケア児への支援体制が新たに示されています。
- ・放課後等デイサービスについては、第1期障害児福祉計画期間中にも大幅に利用者が増加しましたが、増加傾向が継続しており、さらなる見込量を設定し、確保を進めます。
- ・放課後等デイサービスの増加に伴い、時間的にお迎えが難しい等のケースもでてきており、お迎えが遅い場合のつなぎとして、日中一時支援のニーズも高くなっています。今後もニーズの伸びに対応した見込量を設定し、確保を進めます。
- ・団体・事業所からの意見では、医療的ケア児への支援体制を求める意見が多くあがっているため、必要な体制の構築を進めます。

3 基本理念

「大洲市障がい福祉計画（第6期）」及び「大洲市障がい児福祉計画（第2期）」は、「大洲市障がい者計画（第5次）」の実施計画との位置づけから、同計画の基本理念のもと、計画を推進していきます。同計画においては、基本理念を「ふれあい きらめいて暮らせるまち 大洲」とし、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

大洲市障がい者計画（第5次）の基本理念

ふれあい きらめいて暮らせるまち 大洲

各論

第1章 障がい福祉計画（第6期）

1 計画の基本的な考え方

この計画は、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域社会において、ともに生きる共生社会の実現を目指し、自らの決定に基づき、必要な障害福祉サービスなどが利用できる基盤整備を進めることを目標とします。

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法の基本指針の見直しを踏まえ、次の基本的な視点により計画を推進します。【基本指針の見直しを踏まえ再掲】

1 計画の基本的な考え方
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 福祉施設から一般就労への移行等
(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
(5) 発達障がい者等支援の一層の充実
(6) 障がい者による文化芸術活動の推進
(7) 障害福祉サービスの質の確保
(8) 福祉人材の確保

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の機能の充実を進めとともに、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を進めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標とします。

ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させます。さらに、就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進めます。

また、地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携のさらなる推進を図るとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援についても検討していきます。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

高齢者、障がい者及び障がい児等に対する福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みづくりを目指します。また、住民団体等によるボランティア活動等のインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に関われる仕組みづくりにも取り組みます。

(5) 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図ります。

発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保するための支援に取り組みます。

(6) 障がい者による文化芸術活動の推進

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進に努めます。

(7) 障害福祉サービスの質の確保

多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供について検証を行います。

(8) 福祉人材の確保

障がい者の重度化、高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するため、また、関係団体等からの要望が多くあることから、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保を目的に、国・県が行う研修への参加を促すとともに、市独自の研修を行います。

2 令和5年度までの成果目標

国の基本指針を踏まえ、令和5年度を目標年度とし、福祉施設入所者の地域移行や一般就労への移行について目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

令和元年度末時点の施設入所者数は106人となっており、障がい者の在宅介護の現状や介護者の高齢化等を考慮して、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末時点の入所者数から1.9%削減し104人とします。

項目	数値	考え方
令和元年度末現在の入所者数(A)	106人	令和元年度末時点
目標年度入所者数	104人	令和5年度末時点の入所者数
【目標値】地域生活移行者数	7人 [地域移行率：6.6%]	施設入所から地域生活への移行者数(A)×6%以上
【目標値】1.6%削減見込み数	2人 [削減率：1.9%]	令和元年度末時点から入所者を1.6%以上削減した数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(県が目標値設定)
- 令和5年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率(県が目標値設定)

大洲市では、現在、1年以上の入院患者数が、124名(うち65歳未満33名、65歳以上91名)となっています。

令和5年度末における、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を39名(うち65歳未満13名、65歳以上26名)と見込み、入院中の障がい者の地域移行及び地域定着のため、県や病院、また相談支援事業所やサービス事業所との連携のもと、引き続き各種施策を推進します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備※

【国の基本指針】

- 地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、グループホームや障害者支援施設の居住支援機能とコーディネーター配置、ショートステイの地域支援機能の一体的な整備、運用状況の検証及び検討について、大洲市障がい者自立支援協議会等で協議してまいります。

現在は、平成29年度に開設した「障がい者基幹相談支援センター」において、相談機能の充実を図っているところですが、今後は、特に「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場の確保」を重点的に進め、その他「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」についても引き続き検討を行ってまいります。

※地域生活支援拠点等の整備：

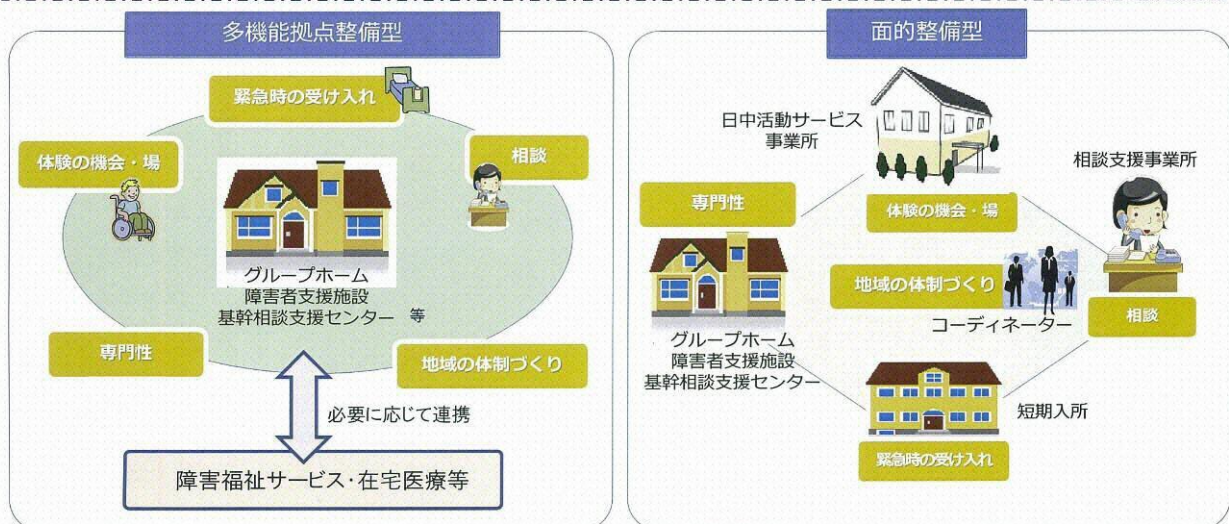
障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るため、機能として、5つの必要な機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を集約し、グループホームや障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行うものです。

大洲市では障がい者基幹相談支援センターを中心とした、「面的整備型」として整備を進めることとしています。

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。
(就労移行支援：1.30 倍以上、就労継続支援 A 型：概ね 1.26 倍以上、
就労継続支援 B 型：概ね 1.23 倍以上)
- 一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者を 7 割以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上とする。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労移行者は 1 人で、地域の実情等を考慮して、令和 5 年度までの一般就労移行者数は 2 人とします。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	1 人	令和元年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和 5 年度までの一般就労移行者数	2 人	令和元年度実績の 1.27 倍以上(福祉施設から一般就労に移行する者の数) ・ 就労移行支援：1.30 倍以上 ・ 就労継続支援 A 型：概ね 1.26 倍以上 ・ 就労継続支援 B 型：概ね 1.23 倍以上

② 一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業所の利用者の割合【新規】

福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業所の利用者の割合を 7 割以上とします。

③ 就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上【新規】

就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所が就労定着支援事業所全体の 7 割以上とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化【新規】

【国の基本指針】

- 各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。

- ① 令和5年度までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保します。
- ② 令和5年度までに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

【国の基本指針】

- 市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

3 障害福祉サービスの利用状況と見込量

令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービスの利用状況と必要量の見込みは次のとおりです。必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やニーズ調査、国の方針等を勘案し算出しています。

【障害福祉サービスとは】	
○	障害福祉サービスには、訪問系、日中活動系、居住系サービスがあります。
○	訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護があり、これはホームヘルパーの派遣によるサービスです。
○	日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの通所・入所施設の昼間のサービスです。
○	居住系サービスには、共同生活援助・施設入所支援などの夜間の居住を提供するサービスです。

(1) 訪問系サービス

項目	内容	
サービスの 内容	居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事などの介護や通院の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的、精神障がいのため常時介護が必要な人に対し居宅での生活全般にわたる介護や外出時における移動の介護を総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護を行います。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的に行います。
	同行援護	重度視覚障がい児・者に対する外出時の移動、視覚的情報の支援、排せつ、食事等の介護の援助について支援を行います。
サービスの 利用状況	居宅介護の利用は、見込量の約6割の利用状況でした。障がい者の地域移行を進めるには在宅生活に必要なサービスであり、今後も増加を見込んでいます。	
	重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用は、常時介護が必要な人で利用はあまりありませんが、在宅での介護は、家族が主体のため今後の利用を見込んでいます。	
	行動援護の利用は1名と少ないですが、外出支援により社会参加できるように希望される方が増えていることから、増加を見込んでいます。	
	同行援護の利用は、見込量の約3割の利用状況でした。社会参加や外出等の利用希望が年々増加していることから、今後も増加を見込んでいます。	
利用見込量 確保の方策	訪問系サービスは、利用量に対しサービス提供体制は整備できましたが、サービス提供のヘルパーの人材不足のため、ヘルパー事業所等への働きかけや県の指導・支援を得ながら確保を図ります。また、サービスの質の確保と利用量の増加に伴う提供体制の確保に努めます。	

① 障がい者・障がい児の合算

(数値はひと月当たり)

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	見込値	利用者数	人	55	58	60	52	54	56
		利用量	時間分	770	812	840	458	475	493
	実績値	利用者数	人	54	52	49			
		利用量	時間分	506	441	404			
重度訪問介護	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	時間分	60	60	60	60	60	60
	実績値	利用者数	人	0	1	0			
		利用量	時間分	0	3	0			
行動援護	見込値	利用者数	人	2	2	2	2	2	2
		利用量	時間分	50	50	50	50	50	50
	実績値	利用者数	人	1	1	1			
		利用量	時間分	9	9	9			
重度障害者等 包括支援	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	時間分	60	60	60	60	60	60
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
同行援護	見込値	利用者数	人	16	18	20	18	19	20
		利用量	時間分	192	216	240	88	94	100
	実績値	利用者数	人	13	16	15			
		利用量	時間分	64	78	78			

② 障がい児のみ

(数値はひと月当たり)

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	時間分	5	5	5	5	5	5
	実績値	利用者数	人	1	1	1			
		利用量	時間分	6	2	10			
重度訪問介護	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
行動援護	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			
同行援護	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	時間分	0	0	0			

(2) 日中活動系サービス（介護給付）

項目	内容	
サービスの 内容	生活介護	常時介護を必要とする人に対して、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行い、また創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、昼夜を通して施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
サービスの 利用状況	生活介護の利用は、見込量の約9割の利用状況でした。身近なサービスであることから今後も微増を見込んでいます。	
	療養介護の利用は、県外1名、県内の近隣施設に7名入所されており、利用者はほぼ横ばいです。	
	短期入所の利用は、地域移行を考慮して増加を見込んでいましたが、見込量の約6割でした。	
利用見込量 確保の方策	日中利用できる場所や家族介護の負担軽減等のため、市内の通所生活介護施設や短期入所の利用を勧めます。また、サービス利用について、県や近隣市町、事業者との調整に努め、新規参入の事業者の掘り起こしを推進します。	

(数値はひと月当たり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
生活介護	見込値	利用者数	人	135	140	145	137	139	141
		利用量	人日分	2,700	2,800	2,900	2,672	2,711	2,750
	実績値	利用者数	人	130	133	137			
		利用量	人日分	2,548	2,569	2,658			
療養介護	見込値	利用者数	人	12	12	12	9	9	9
		利用量	人分	368	368	368	271	271	271
	実績値	利用者数	人	9	9	8			
		利用量	人分	283	259	243			
短期入所 【障がい者・障 がい児の合算】	見込値	利用者数	人	16	18	21	12	12	12
		利用量	人日分	127	143	167	114	114	114
	実績値	利用者数	人	12	12	8			
		利用量	人日分	114	99	77			
短期入所 【障がい児のみ】	見込値	利用者数	人	0	0	0	2	2	2
		利用量	人日分	0	0	0	2	2	2
	実績値	利用者数	人	1	0	0			
		利用量	人日分	1	0	0			
短期入所（ショ ートステイ）福祉 型 【障がい者・障 がい児の合算】	見込値	利用者数	人	15	17	20	12	12	12
		利用量	人日分	120	136	160	114	114	114
	実績値	利用者数	人	12	12	8			
		利用量	人日分	114	99	77			
短期入所（ショ ートステイ）医療 型 【障がい者・障 がい児の合算】	見込値	利用者数	人	1	1	1	3	3	3
		利用量	人日分	7	7	7	7	7	7
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			
短期入所（ショ ートステイ）福祉 型 【障がい児のみ】	見込値	利用者数	人	0	0	0	1	1	1
		利用量	人日分	0	0	0	1	1	1
	実績値	利用者数	人	1	0	0			
		利用量	人日分	1	0	0			
短期入所（ショ ートステイ）医療 型 【障がい児のみ】	見込値	利用者数	人	0	0	0	2	2	2
		利用量	人日分	0	0	0	2	2	2
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			

(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

項目	内容	
サービスの 内容	自立訓練 (機能訓練・ 生活訓練)	身体障がい者の身体機能の維持向上を目的とする機能訓練及び、知的・精神障がい者を対象とする生活訓練の二種類に分かれます。いずれも自立した日常生活や社会生活を目指して身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練を一定の期間行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	A型
B型		一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に対して、働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図るもので、雇用契約を伴わないものです。
サービスの 利用状況	自立訓練は、施設入所者や宿泊型自立訓練として、自立生活のための生活訓練を行います。機能訓練の利用は近隣の事業所の閉鎖により現在ありませんが、継続して事業量は見込むものです。	
	就労移行支援事業は、市内に事業所が1箇所あり、近隣の特別支援学校の卒業生の利用や施設等に入所している利用者が就労を希望し利用しています。見込量の3割の利用状況でした。	
	就労継続支援事業は、事業所数が増加し、10箇所となりました。就労希望内容により近隣の事業所を利用している人もあり、今後も増加を見込んでいます。	
利用見込量 確保の方策	就労系サービスは、市内に就労事業所が増え、障がい者の利用要望に対応できる体制は概ね整いました。今後は、一般就労等に向けて就労事業者、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図りながら就労支援に努めます。	

(数値はひと月当たり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
自立訓練 【機能訓練・生 活訓練の合算】	見込値	利用者数	人	6	6	6	2	2	2
		利用量	人日分	118	118	118	40	40	40
	実績値	利用者数	人	2	1	1			
		利用量	人日分	23	6	3			
自立訓練 (機能訓練)	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	人日分	23	23	23	20	20	20
	実績値	利用者数	人	1	0	0			
		利用量	人日分	17	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	見込値	利用者数	人	5	5	5	1	1	1
		利用量	人日分	95	95	95	20	20	20
	実績値	利用者数	人	1	1	1			
		利用量	人日分	6	6	3			
就労移行支援	見込値	利用者数	人	6	8	10	10	12	14
		利用量	人分	132	176	220	200	240	280
	実績値	利用者数	人	3	2	6			
		利用量	人分	66	35	88			
就労継続支援 (A型)	見込値	利用者数	人	15	16	17	12	13	14
		利用量	人日分	292	312	332	240	260	280
	実績値	利用者数	人	12	10	11			
		利用量	人日分	220	199	221			

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 (B型)	見込値	利用者数	人	120	125	130	140	145	150
		利用量	人日分	2,400	2,500	2,600	2,746	2,846	2,946
	実績値	利用者数	人	126	133	137			
		利用量	人日分	2,484	2,575	2,708			
就労定着支援	見込値	利用者数	人	1	1	1	3	3	3
		利用量	人日分	5	5	5	12	12	12
	実績値	利用者数	人	0	1	1			
		利用量	人日分	0	1	3			

(4) 居住系サービス

項目	内容	
サービスの 内容	共同生活援助	共同生活援助は、知的障がい者や精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
サービスの 利用状況	グループホームの実績は、利用見込値どおりでした。障がい者の地域移行や、高齢の保護者が介護できなくなった場合が想定され、グループホームの利用が今後増えるものと予想します。	
利用見込量 確保の方策	地域で安心して自立した生活が送れるようグループホームの利用量の確保をします。	
	市内に精神障がい者と知的障がい者を対象としたグループホームが4箇所ありますが、入居希望者は多く、今後も、近隣の入居状況を確認し新規参入事業者等の掘り起こしを推進します。	
	施設入所者の地域移行に向けて、事業者等と連携を図りながら、自立訓練や就労支援等のサービス活用を推進しながら地域移行を行います。	

(数値はひと月当たり)

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	見込値	利用者数	人	50	52	54	60	62	64
		利用量	人分	1,500	1,560	1,620	1,710	1,770	1,830
	実績値	利用者数	人	50	55	55			
		利用量	人分	1,454	1,617	1,637			
施設入所支援	見込値	利用者数	人	107	105	106	101	100	99
		利用量	人分	3,210	3,150	3,196	3,060	3,030	3,000
	実績値	利用者数	人	107	106	106			
		利用量	人分	3,211	3,212	3,196			
自立生活援助	見込値	利用者数	人	2	2	2	1	1	1
		利用量	人分	10	10	10	5	5	5
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人分	0	0	0			

(5) 相談支援（計画相談・地域相談支援）

項目	内容		
サービスの 内容	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量等の相談やサービス等利用計画の作成を行います。指定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、サービス支給決定後に計画の見直し（モニタリング）や相談支援を行います。	
	地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に住居の確保など地域生活移行のための相談等を行います。
		地域定着支援	地域で単身生活の障がい者や同居家族からの支援が受けられない障がい者に、地域生活定着のための相談やサポートを行います。
サービスの 利用状況	指定相談支援事業者は市内に6箇所あり相談支援専門員は10名いますが、障害福祉サービス利用者全員の計画相談を作成するには人員不足の状況です。		
	地域相談支援の利用は現在ありませんが、今後地域移行を推進するために、相談員の質の向上を図り提供体制の整備を推進します。		
利用見込量 確保の方策	指定相談支援事業者に相談支援専門員の増員、障害福祉サービス事業者等に参入の呼びかけを行い、提供体制の整備を推進します。		

（数値はひと月当たり）

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	見込量	利用者数	人	35	40	45	101	111	121
	実績	利用者数	人	61	77	92			
地域移行支援	見込量	利用者数	人	1	1	1	2	2	2
	実績	利用者数	人	0	0	0			
地域定着支援	見込量	利用者数	人	1	1	1	2	2	2
	実績	利用者数	人	0	0	0			

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき実施する事業で、必須事業と地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応できる任意事業で構成されています。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	見込値	検討	検討	実施	実施	実施	実施
	実績値	検討	検討	検討			

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
自発的活動支援事業	見込値	実施回数	回	3	3	3	3	3	
		実人数	人	15	15	15	7	8	9
		延べ人数	人	30	30	30	21	24	27
	実績値	実施回数	回	3	1	2			
		実人数	人	6	6	6			
		延べ人数	人	15	6	12			

③ 相談支援事業

・基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談事業に加え、専門的な相談支援が必要となる困難な事例の対応や相談支援事業者に対する専門的指導・助言を行うため、相談支援機能の強化を図ります。

相談機関		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
大洲市障がい者基幹相談支援センター（専門的職員の配置）	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施			

～ 大洲市障がい者基幹相談支援センターについて ～

大洲市障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援の中核的機関として、平成29年4月から大洲市役所社会福祉課内に開設しました。同センターでは、専門職員（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）を配置し、専門相談、権利擁護、虐待防止、地域移行の普及啓発、地域の相談支援体制の強化や地域のネットワーク構築を図ります。

・相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービス利用の援助、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

相談機関				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
社会福祉課障がい福祉係	見込値	合計	件	220	235	250	1,060	1,080	1,100
	実績値	訪問	件	64	54	92			
		来庁（来所）	件	126	232	240			
		電話	件	254	274	712			
		合計	件	444	560	1,044	1,060	1,080	1,100
大洲市保健センター	見込値	合計	件	520	520	520	520	530	540
	実績値	訪問	件	201	124	60			
		来庁（来所）	件	153	138	76			
		電話	件	247	248	324			
		合計	件	601	510	460	520	530	540
相談支援事業所（三善会）	見込値	合計	件	337	337	350	620	640	660
	実績値	訪問	件	156	170	254			
		来庁（来所）	件	17	16	22			
		電話	件	334	371	322			
		合計	件	507	557	598	620	640	660
相談支援事業所（大洲育成園）	見込値	合計	件	385	395	410	320	340	360
	実績値	訪問	件	81	110	118			
		来庁（来所）	件	19	14	4			
		電話	件	168	129	178			
		合計	件	268	253	300	320	340	360
相談支援事業所（かみやま）	見込値	合計	件	320	320	335	1,060	1,080	1,100
	実績値	訪問	件	59	69	62			
		来庁（来所）	件	117	194	152			
		電話	件	322	628	834			
		合計	件	498	891	1,048	1,060	1,080	1,100
相談支援事業所（あゆむ苑）	見込値	合計	件				280	300	320
	実績値	訪問	件			68			
		来庁（来所）	件			88			
		電話	件			110			
		合計	件			266	280	300	320

④ 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由で法定後見の申立てができない重度の知的障がい者又は精神障がい者で、障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする方等に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の助成を行います。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	見込値	利用者数	人	1	1	1	2	3	3
	実績値	利用者数	人	0	0	0			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人による法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、弁護士・司法書士等の専門職による支援体制の構築などを行います。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人 後見支援事業	見込値	受任団体数	検討	検討	実施	1	1	1
		受任者数				1	2	3
	実績値		検討	検討	検討			

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な方に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置を行います。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員派遣 事業	見込値	派遣人員	人	30	32	34	37	39	41
	実績値	派遣人員	人	25	32	35			
要約筆記者派遣 事業	見込値	派遣人員	人	32	34	35	25	25	25
	実績値	派遣人員	人	29	25	25			
手話通訳者設置 事業	見込値	実設置者数	人	1	1	1	1	1	1
	実績値	実設置者数	人	1	1	1			

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むのに支障のある重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マットなど)	見込値	件	5	5	5	5	5	5
	実績値	件	4	1	3			
自立生活支援用具 (入浴補助用具など)	見込値	件	7	7	7	7	7	7
	実績値	件	6	6	7			
在宅療養等支援用具(透析加 温器など)	見込値	件	10	10	10	10	10	10
	実績値	件	9	2	5			
情報・意思疎通支援用具(携 帯用会話補助装置など)	見込値	件	22	24	26	23	27	31
	実績値	件	15	18	20			
排せつ管理支援用具(ストマ 用装具など)	見込値	件	1,140	1,180	1,220	1,294	1,373	1,457
	実績値	件	1,084	1,154	1,220			
住宅改修費(居宅生活動作補 助用具)	見込値	件	4	4	4	4	4	4
	実績値	件	0	1	2			
合計	見込値	件	1,188	1,230	1,272	1,343	1,426	1,514
	実績値	件	1,118	1,182	1,257			

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常・社会生活を営むことができるよう手話奉仕員養成研修を含む各種講座を実施します。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員	見込値	終了者数	人	10	10	10	10	10	10
		登録者数	人	2	2	2	2	2	2
	実績値	終了者数	人	15	10	0			
		登録者数	人	0	0	0			
要約筆記奉仕員	見込値	終了者数	人	5	5	5	3	3	3
		登録者数	人	1	1	1	1	1	1
	実績値	終了者数	人	0	6	3			
		登録者数	人	0	0	0			
点訳奉仕員	見込値	終了者数	人	5	5	5	3	3	3
	実績値	終了者数	人	0	5	1			
朗読奉仕員	見込値	終了者数	人	10	10	10	12	12	12
	実績値	終了者数	人	8	7	8			
傾聴奉仕員	見込値	終了者数	人	10	10	10	30	33	36
	実績値	終了者数	人	21	24	8			

※令和2年度の実績値については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講座の開設を取りやめたものや、利用者が減少したものがあります。

⑨ 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等に社会生活上必要不可欠な外出を円滑に行えるよう支援し、地域における自立した生活や社会参加の促進を図るものです。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	見込値	利用者数	人	17	17	17	14	14	14
		延べ時間数	時間	2,300	2,300	2,300	1,768	1,768	1,768
	実績値	利用者数	人	15	14	13			
		延べ時間数	時間	1,665	1,768	1,639			

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター事業は、基礎的事業として、障がい者に創作的活動や生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター(基礎的事業)	見込値	実施箇所数	箇所	3	3	3	2	2	2
		実利用人数	人	55	55	55	51	51	51
	実績値	実施箇所数	箇所	3	3	2			
		実利用人数	人	49	51	49			
上記のうち強化事業実施の箇所数	見込値	(Ⅰ型)	箇所	0	0	0	0	0	0
		(Ⅱ型)	箇所	2	2	2	1	1	1
		(Ⅲ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	実績値	(Ⅰ型)	箇所	0	0	0			
		(Ⅱ型)	箇所	2	1	1			
		(Ⅲ型)	箇所	1	1	1			

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として、日中一時支援事業、生活支援事業、軽度生活援助事業、社会参加促進事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害支援区分認定等事務（認定審査会）を実施しています。

① 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がい児・者の家族の就労支援や障がい児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するものです。そのため、障がい児・者に対して、日中における活動の場を確保します。

(数値はひと月当たり)

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援	見込値	利用箇所数	箇所	6	6	6	4	5	5
		利用者数	人	50	55	60	78	86	95
		延べ時間数	時間	400	450	500	655	722	798
	実績値	利用箇所数	箇所	4	5	4			
		利用者数	人	56	65	58			
		延べ時間数	時間	452	581	639			

② 軽度生活援助事業

軽度生活援助事業は、在宅において一人暮らしを継続するために必要な軽度の生活援助（衛生環境保持・住環境整備）を実施しています。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
軽度生活援助事業	見込値	利用件数	件	2	2	2	3	3	3
	実績値	利用件数	件	0	0	1			

③ 社会参加促進事業

社会参加促進事業は、障がい者等の社会参加の促進を目的として実施する事業です。

- ・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進する障がい者スポーツ大会等の開催
- ・手話通訳、要約筆記に必要な技術等を習得する通訳者等養成講座の開催
- ・点訳、朗読により、広報等の情報を定期的に障がい者に提供する事業
- ・自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
スポーツの集い	見込値	人	280	280	280	300	300	300	
	実績値	人	271	260	190				
ソフトボール大会	見込値	人	120	120	120	中止			
	実績値	人	0	0	0				
点字・声の広報等発行事業	見込値	回	40	40	40	50	50	50	
	実績値	回	63	49	50				
自動車運転免許取得費助成事業	見込値	人分	1	1	1	1	1	1	
	実績値	人分	1	0	1				
自動車改造費助成事業	見込値	人分	2	2	2	2	2	2	
	実績値	人分	2	1	2				

④ 【新】 地域移行のための安心生活支援事業

地域生活拠点等整備として、介護者の急病時等に必要となる緊急時の受入対応事業や、施設等からの地域移行や保護者からの自立を目的として、障害福祉サービスの利用体験を行う地域生活トライアル事業を実施します。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
緊急時の受入対応事業	見込値	人				1	2	3
		日				14	28	42
地域生活トライアル事業	見込値	人				2	3	4
		日				14	21	28

⑤ 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため地域における関係機関等の協力体制や支援体制の強化を図ることを目的に行います。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者虐待防止事業	見込値	訪問件数	件	5	5	5	5	5	5
	実績値	訪問件数	件	0	0	0			
大洲市障がい者虐待防止センター	見込値	相談対応件数	件	5	5	5	5	5	5
	実績値	相談対応件数	件	5	5	0			

⑥ 障害支援区分認定等事務（認定審査会）

認定は調査員による聞き取り調査の結果をコンピューターで判定し（一次判定）、その後、障がい福祉の専門家から構成される「障害支援区分審査会」において一次判定の結果と医師の意見書等をもとに、審査（二次判定）を行い決定されます。

審査に基づく障害支援区分の有効期間は原則3年となっており、有効期間の範囲内で障害福祉サービスを利用することになります。

なお、本市においてはサービスの更更新手続をスムーズに進めるため、有効期間を3年を超えない範囲で認定し、利用者の誕生月の末日で更新ができるよう順次見直しながら区分認定を行っています。

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
大洲市障害支援区分審査会における認定状況	見込値	合計	件	145	150	155	100	140	125
		非該当	件	0	0	0			
	実績値	区分1	件	5	2	0			
		区分2	件	24	11	7			
		区分3	件	25	22	6			
		区分4	件	19	31	2			
		区分5	件	10	30	3			
		区分6	件	5	27	3			
合計	件	88	123	110					

(3) 利用見込量確保の方策

大洲市地域生活支援事業は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、実施するものです。

障がい者等が、地域生活を営む上で必要な支援やサービスの提供体制を計画的に整備するとともに、その上で必要になる福祉サービスの利用量の確保について、国・県の事業を有効に活用しつつ、安定的かつ継続的な支援の方向性を検討します。

5 大洲市障がい者自立支援協議会

大洲市障がい者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を担う定期的な協議の場として、現在9人の委員を委嘱し、年2回の全体会において諸課題について継続的な協議を実施しています。

また、協議会のワーキングチームにあたる専門部会については、「就労部会」「権利擁護・地域移行部会」「こども福祉サービス部会」の3部会を設置しており、定例会（相談支援会議）の開催協議と連携して、処遇困難事例や地域の支援体制づくりに関する取組を進めています。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
大洲市障がい者自立支援 協議会	見込値	回	2	2	2	2	2	6
	実績値	回	2	2	4			
専門部会	見込値	回	6	6	6	8	8	8
	実績値	回	8	8	8			

※令和5年度は、大洲市障がい者計画（第5次）、大洲市障がい福祉計画（第6期）及び大洲市障がい児福祉計画（第2期）の計画期間が最終年度となるため、協議会の開催回数を例年より多く見込んでいます。

第2章 障がい児福祉計画（第2期）

1 計画の基本的考え方

この計画は、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図るとともに、児童発達支援センターについては、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であるため、必要となる体制整備に努めます。また、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関との協議をさらに進めます。

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う基本指針の見直しを踏まえ、次の基本的な視点により計画を推進します。【基本指針の見直しを踏まえ再掲】

1 計画の基本的考え方

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築のための基本的な考え方は以下のとおり。

(1) 切れ目のない支援体制の構築

(2) 地域支援体制の構築

(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

(4) 地域社会への参加・包容の推進

(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

(6) 障害児相談支援の提供体制の確保、関係機関との連携

(1) 切れ目のない支援体制の構築

- ① 子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。また、アンケート調査からも幼児期から成人までの切れ目のない支援への要望が多くなっています。

同法に基づく保育・教育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

- ② 地域の児童発達支援事業所に市直営の「大洲愛育ホーム」があります。大洲愛育ホームでは、保健センター、保育所等の関係機関との連携により早期療育に努めるとともに、就学予定児童に対し教育委員会のこども発達支援室や入学予定小学校と

の連携により、切れ目のない支援に努めるものとします。また、利用者数は年々増加傾向にあることから、施設の充実について検討を行います。

(2) 地域支援体制の構築

- ① 障害児通所支援等については、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- ② 児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備に努めます。また、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ③ 障害児入所支援についても、地域において虐待を受けた障がい児への対応等を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があるため、支援にあたっては愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）や市教育委員会及び子育て支援課等が連携し支援に努めます。
- ④ 障害児通所支援及び障害児入所支援は、愛媛県による障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点による一体的な方針の策定を受けて、障がい児支援の両輪として、相互に連携をとりながら進めていきます。また、障害児通所支援及び障害児入所支援は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。

(3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

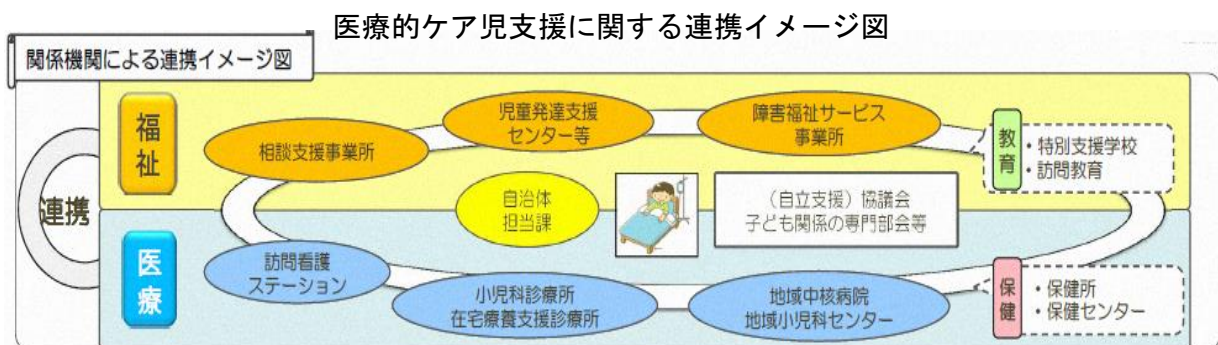
- ① 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要であることから、該当児の障がいを早期に発見し、多様な支援を行うため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、庁内においても市教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を確保します。
- ② 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても市教育委員会及び子育て支援課等との連携体制を確保します。

(4) 地域社会への参加・包容の推進

- ① 保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容の推進を図ります。

(5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ① 重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実に努めます。
- ② 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援に努めます。また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所等、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に努め、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるものとし、加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等^{*}の配置に努めます。事業所アンケート調査からも医療的ケア児に対する支援体制への要望が多く、解決に向けた取組を進めていきます。
- ③ 重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保については、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家庭のニーズの把握が必要となるため、家庭等のニーズの多様化を踏まえ障がい者自立支援協議会において検討します。
- ④ 強度行動障がい等を有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。
- ⑤ 虐待を受けた障がい児等に対しては、愛媛県福祉総合支援センター（児童相談所）や市子育て支援課等との連携により、障がい児の状況等に応じたきめ細かな支援を行うよう努めます。
- ⑥ 発達障がい及びその可能性のある幼児・児童・生徒に対して、特別支援教育巡回相談を活用し、その指導方法や支援について保護者及び教員へ助言を行います。また、発達に関する中核的支援機関を中心に、関係機関が連携し、早期からの一貫した支援を行うよう努めます。

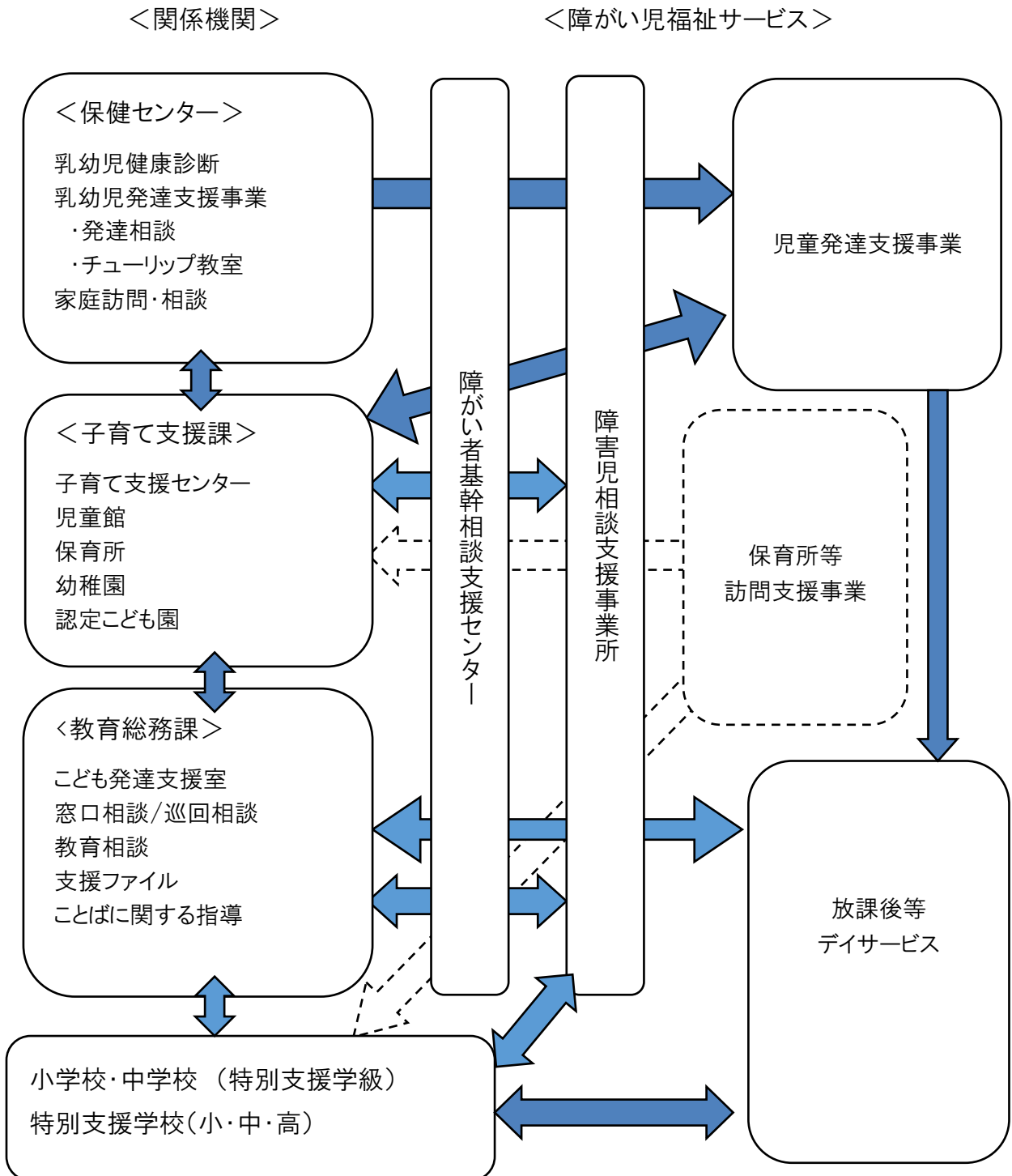


※コーディネーターとしての相談支援専門員等

- ア 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる。
- イ 自立支援協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する。

(6) 障害児相談支援提供体制の確保・関係機関との連携

- ① 障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割も担っています。このため、障がい者の相談支援と同様に、障がい児の相談支援についても、保健センター、子育て支援課、教育総務課等、関係する担当課と連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとしてします。



2 令和5年度までの成果目標等

国の基本指針を踏まえ、令和5年度末を目標年度とし、障がい児支援のための提供体制整備の目標を設定しました。

【国の基本指針】

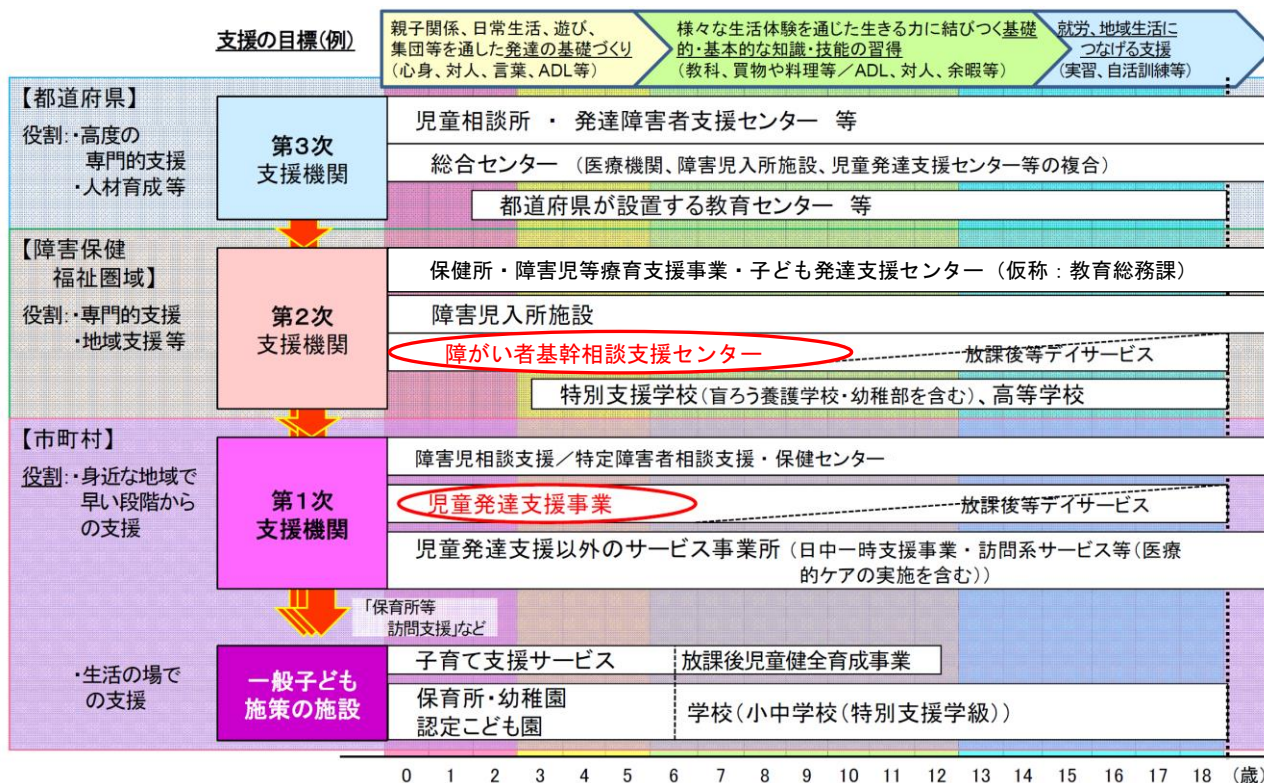
- 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所設置する。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- 各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核的機能を持つ場の設置及び保育所等訪問支援の充実

- ① 重層的な地域支援体制の構築を図るために関係する各課との連携協議を押し進め、市民にわかりやすい窓口(ワンストップ窓口)の設置と必要な体制整備に努めます。
- ② 地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。

地域における年齢に応じた重層的な支援体制のイメージ

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待



(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに、圏域において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携の充実

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、障がい者自立支援協議会の下部組織である「こども福祉サービス部会」での協議をさらに進めるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

項 目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数	2人	2人	3人

3 障がい児支援サービスの利用状況と見込量

令和3年度から令和5年度までの、障がい児福祉サービスの利用状況と必要量の見込みは次のとおりです。必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やニーズ調査、国の方針等を勘案し算出しています。

項目	内容		
サービスの 内容	児童 発達 支援	児童発達支援事業所	通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
		児童発達支援センター	上記サービスに加え、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの実施が求められています。
	放課後等デイサービス	障がいのある子どもに対し、放課後や学校の休日、夏休み等長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。	
	障害児相談支援	障害児通所等サービスを利用する場合、障がい児の心身の状況や保護者の利用意向等を勘案し、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援利用計画を策定します。計画策定後、モニタリングを行いサービスの見直しや保護者の相談等も行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。	
サービスの 利用状況	児童発達支援事業は、市内1事業所で提供しています。保健センター実施の乳幼児健診等から早期に利用につながっていることから増加傾向です。		
	放課後等デイサービスは、市内では、第5期計画中に2事業者増加し、5事業者となっています。身近で利用が可能となったことから利用者が大幅に増えています。特に長期休暇中（夏休み等）の利用が増えています。		
	保育所等訪問支援事業については、現在市内に事業者がなく、市外事業所にて1名利用のみの現状です。		
	障害児相談支援は、障害児通所支援サービス等の相談や利用等の計画策定を行います。現在サービス利用者の計画は全員作成できており、利用者数は大幅に増加しています。		
利用見込量 確保の方策	保健センター主催の乳幼児健診等から発達障がい等の早期発見に努め、療育相談や適切な支援を行います。		
	医療・保健・福祉・教育関係との連携を図り、早期療育と必要なサービス等の推進を行います。		
	障がい児とその家族が身近に相談できるよう相談体制を整えます。		
	保育所等訪問支援事業について、利用希望者の需要把握を行うとともに、県や近隣市町、事業者との調整に努め、新規参入事業者の掘り起こしを推進します。		
	サービス利用時の計画作成を行う指定障害児相談支援事業者と連携を図り、スムーズな計画作成を行います。障害児相談支援利用者数が、大幅に増加していることを踏まえ、対応できる体制確保を進めます。		
医療型児童発達支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業については、現時点での実績はありませんが、今後もニーズの把握に努め、利用希望がある場合には、他市町、圏域での利用調整を行います。			

(数値はひと月当たり)

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	見込値	利用者数	人	50	52	54	51	53	55
		利用量	人日分	150	156	162	110	115	119
	実績値	利用者数	人	43	51	46			
		利用量	人日分	92	110	94			
放課後等デイ サービス	見込値	利用者数	人	35	40	45	70	75	80
		利用量	人日分	385	440	495	980	1,050	1,120
	実績値	利用者数	人	54	61	64			
		利用量	人日分	649	820	909			
保育所等訪問支 援	見込値	利用者数	人	1	1	1	1	1	1
		利用量	人日分	2	2	2	2	2	2
	実績値	利用者数	人	0	0	1			
		利用量	人日分	0	0	2			
医療型児童発達 支援	見込値	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
		利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			
居宅訪問型児童 発達支援	見込値	利用者数	人	1	1	1	0	0	0
		利用量	人日分	5	5	5	0	0	0
	実績値	利用者数	人	0	0	0			
		利用量	人日分	0	0	0			

(数値はひと月当たり)

サービス種別				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	見込値	利用者数	人	10	11	12	44	54	64
	実績値	利用者数	人	19	24	34			

第3章 成年後見制度利用促進基本方針

1 成年後見制度の利用促進にあたって

(1) 成年後見制度の利用促進の目的

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）に基づいて成年後見制度の利用促進を行い、高齢者や障がい者の「権利擁護」と「意思決定支援」を推進します。

(2) 成年後見制度利用促進の概要

成年後見制度は認知症や障がいなどにより、自分一人で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら、財産の管理や福祉サービス等の契約行為を行い、本人の権利を守り生活を支援していく制度です。このように成年後見制度は、本人の権利を擁護するうえで重要な手段ですが、十分に利用が進んでおらず、必要な方が利用できているとはいえない状況です。

この状況を踏まえ、国は平成28年5月に利用促進法を施行し、これまでの取組のさらなる促進に加えノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしました。また、利用促進法第14条第1項において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと明示されたことから、市民生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため、大洲市では新たに成年後見制度利用促進基本計画を定め、取り組むことにしています。

なお、計画策定にあたっては、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職と意見交換及び検討を重ね、策定することとします。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画の期間

成年後見制度利用促進基本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大洲市成年後見制度利用促進基本計画			

(4) 成年後見制度について

成年後見制度とは認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方に代わり、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）が、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結、本人の行った不利益な法律行為を取り消すといったことを行うことで、本人を法的に保護し、権利を擁護する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

【法定後見制度と任意後見制度について】

	説 明
法定後見制度	すでに判断能力が不十分な方について、本人や親族等が家庭裁判所に申立て、成年後見人等が選任される制度
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ方に代わりに行ってもらいたいことを契約で決めておく制度

【法定後見制度の3つの類型】

類 型	該 当 基 準
後 見	<u>支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方</u>
保 佐	<u>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方</u>
補 助	<u>支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方</u>

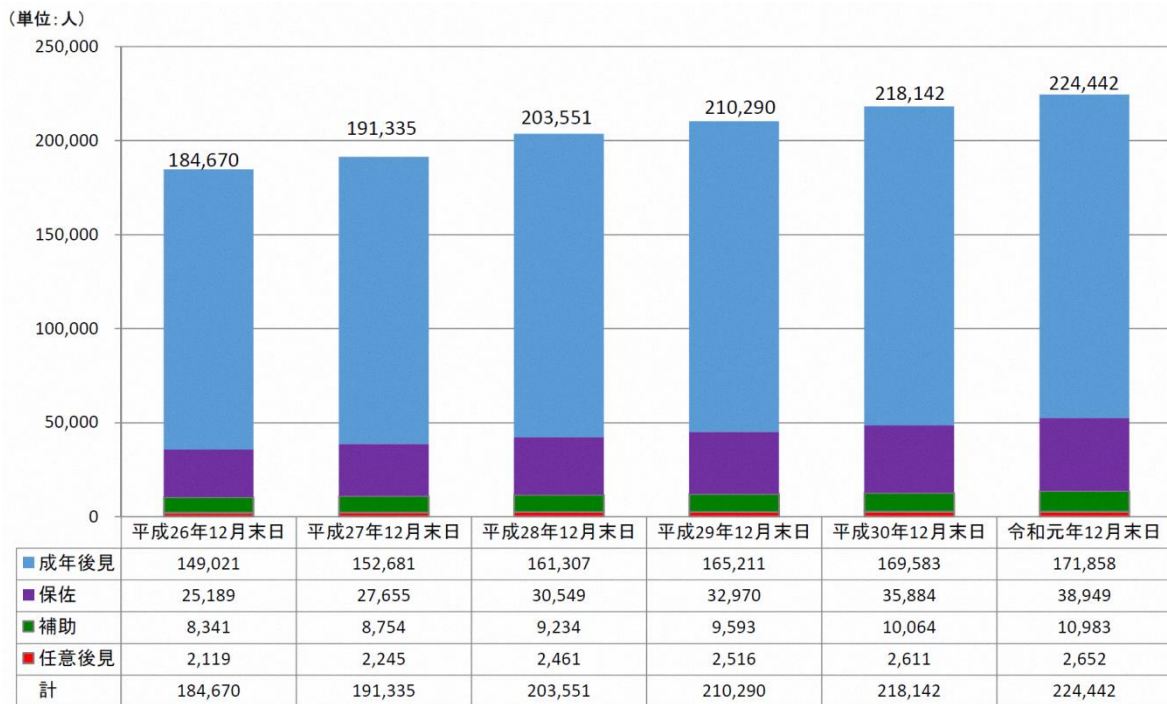
2 成年後見制度の現状と課題について

(1) 全国的な状況

① 利用者数

令和元年12月末時点での成年後見制度の利用者の総数は224,442人となっています。申立類型別に見ると、成年後見、保佐、補助、任意後見ともに利用者数は年々増加しています。

【図1】成年後見制度の利用者数の推移



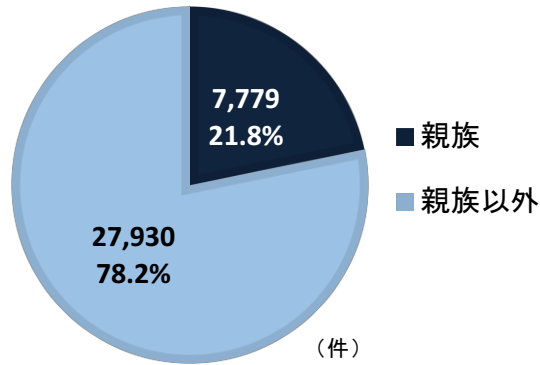
(注) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

[出典：厚生労働省「成年後見制度の現状」(令和2年6月)]

② 成年後見人等の属性

選任された成年後見人等の属性については、78.2%が親族以外となっており、親族が選任された割合を大きく上回っています。

【図2】成年後見人等と本人との関係別件数・割合



〔出典：最高裁判所事務総局家庭局成年後見関係事件の概要（平成31年1月～令和元年12月）〕

(2) 愛媛県及び大洲市の現状

① 成年後見制度の利用状況

愛媛県及び本市における成年後見制度の利用者数は以下のとおりです。後見類型に比べ保佐及び補助類型の割合がかなり低い状況です。

【表1】成年後見制度の利用者数

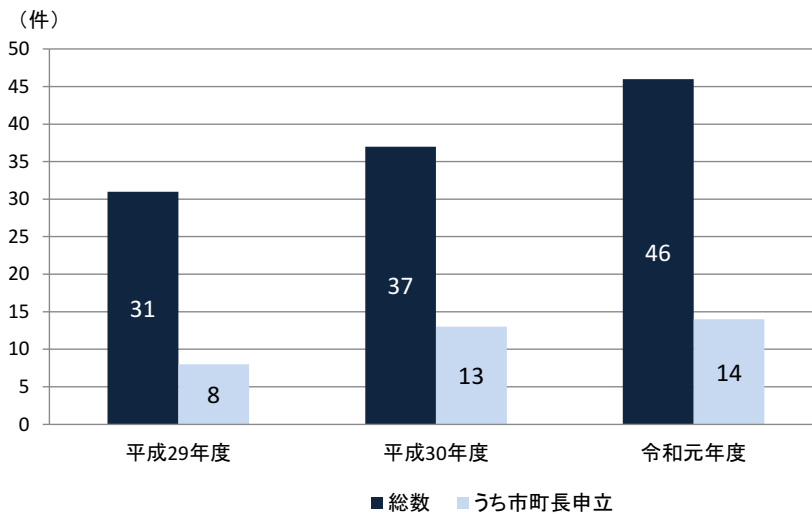
	後見	保佐	補助	任意後見
愛媛県	1,663人	367人	115人	17人
大洲市	93人	9人	4人	2人

〔令和元年11月1日時点〕

② 成年後見制度の申立件数

松山家庭裁判所大洲支部管轄内では、申立件数の総数、市町長による申立件数いずれも増加傾向にあります。

【図3】大洲支部管内における成年後見制度の申立て件数



〔資料：松山家庭裁判所大洲支部より提供〕

(注) 松山家庭裁判所大洲支部の管轄は大洲市、喜多郡内子町（旧小田町部分を除く）、八幡浜市、西予市の一部（三瓶町）、西宇和郡

③ 成年後見制度利用支援事業

本市では、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、自ら申立てができない、または申立てができる親族がない場合に市長による申立てを実施しています。さらに、第三者後見人に対する報酬費用についても、市長申立を行った者のうち、それを負担する資力がない者に対して報酬費用の助成を行っています。なお、本市における市長申立の件数は、過去3年間をみるとほぼ横ばいとなっており、報酬費用の助成件数については減少しています。

【表2】大洲市における市長申立の件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者に関する市長申立の件数	4 件	3 件	3 件
障がい者に関する市長申立の件数	0 件	2 件	2 件
合計	4 件	5 件	5 件

【表3】大洲市における報酬費用助成の件数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者に関する報酬費用助成件数	4 件	3 件	2 件
障がい者に関する報酬費用助成件数	0 件	0 件	0 件
合計	4 件	3 件	2 件

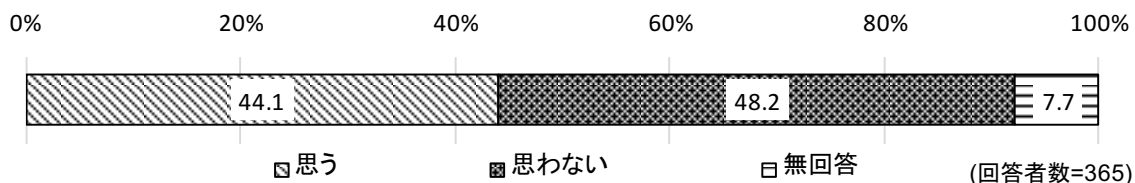
④ 成年後見制度に関するアンケート結果

大洲市障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）策定にかかるアンケート調査報告書より、成年後見制度に関する調査結果を示します。

問 24 成年後見制度の利用希望

あて名のご本人が、判断能力が十分でなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。

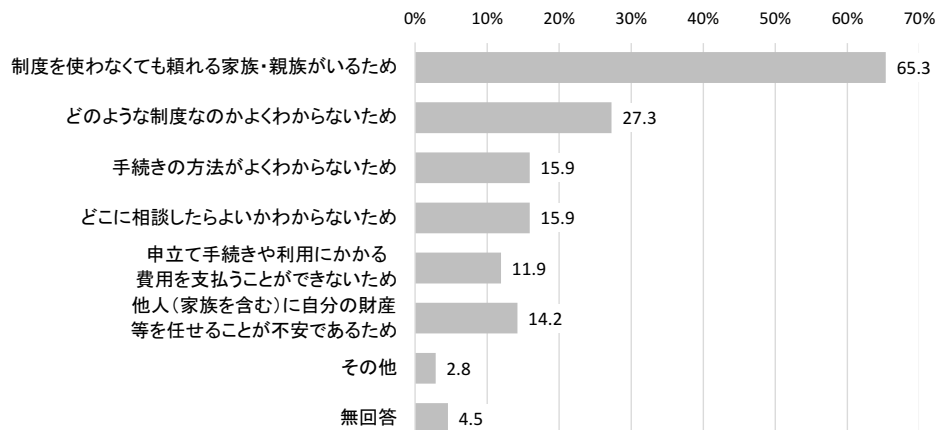
「思う」が44.1%、「思わない」が48.2%となっています。



問 25 成年後見制度の利用を希望しない理由（あてはまるものすべてに○）

問 24 で「2. 思わない」と答えた方にうかがいます。成年後見制度を利用したいと思わない理由を教えてください。

「制度を使わなくても頼れる家族・親族がいるため」が 65.3%と多く、次いで「どのような制度なのかよくわからないため」が 27.3%、「手続きの方法がよくわからないため」「どこに相談したらよいかわからないため」がともに 15.9%となっています。

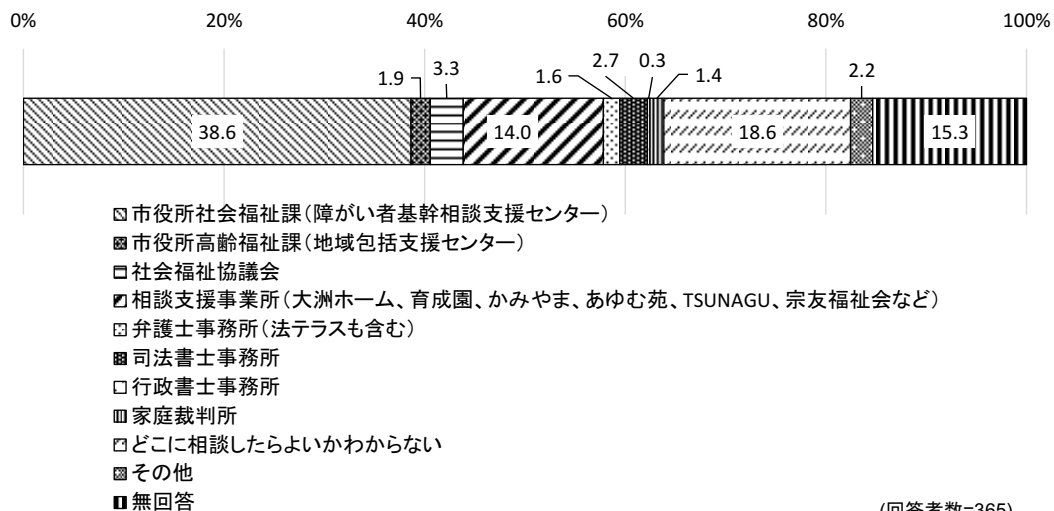


(回答者数=176)

問 26 成年後見制度の相談窓口

成年後見制度について相談するとしたら、どの窓口に相談に行きますか。

「市役所社会福祉課（障がい者基幹相談支援センター）」が 38.6%と多く、次いで「どこに相談したらよいかわからない」が 18.6%、「相談支援事業所（大洲ホーム、育成園、かみやま、あゆむ苑、TSUNAGU、宗友福祉会など）」が 14.0%となっています。



(回答者数=365)

【アンケート結果からわかったこと】

- ・障がいのある方について、頼れる家族や親族が健康なうちは成年後見制度の利用の必要性がなくても、例えば親が子の面倒をみれなくなった時に誰がどのようにその子をサポートするか、いわゆる「親なき後問題」についての検討が将来的に必要となる可能性があります。
- ・成年後見制度がどのような制度でどのようなことをしてくれるのか、相談場所がどこなのかがわからないという意見が多く、制度の内容や相談場所について、さらなる周知活動が必要であることがわかります。

⑤ 現状から見える課題

松山家庭裁判所大洲支部管内における成年後見制度申立件数及び市町長申立件数は、全国の傾向と同様に年々増加しています。しかしながら本市では、市長申立件数及び報酬費用の助成件数は増加傾向にはなく、年度によりばらつきがある状況です。これは地域住民や医療・福祉等の関係機関へ成年後見制度に関する周知が十分に行えていないことが原因の一つと考えられることから、制度に関する周知・啓発が今後の課題であると言えます。

次に、「親なき後問題」や一人暮らしの障がい者を支える手段の一つとして成年後見制度の利用が考えられ、今後ますます成年後見制度を必要とする方が増加すると推測されます。

そのため、制度の利用が必要となった方が、成年後見制度やその他の権利擁護支援にスムーズに結びつくことができるよう、地域連携ネットワークを整備することが課題と考えます。

3 成年後見制度利用促進にあたっての目標及び具体的な取組等

基本目標

本市における成年後見制度に関する課題を解決するためには、制度の利用促進について新たな仕組みを作っていく必要があります。成年後見制度を必要な方が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行います。

具体的な取組

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

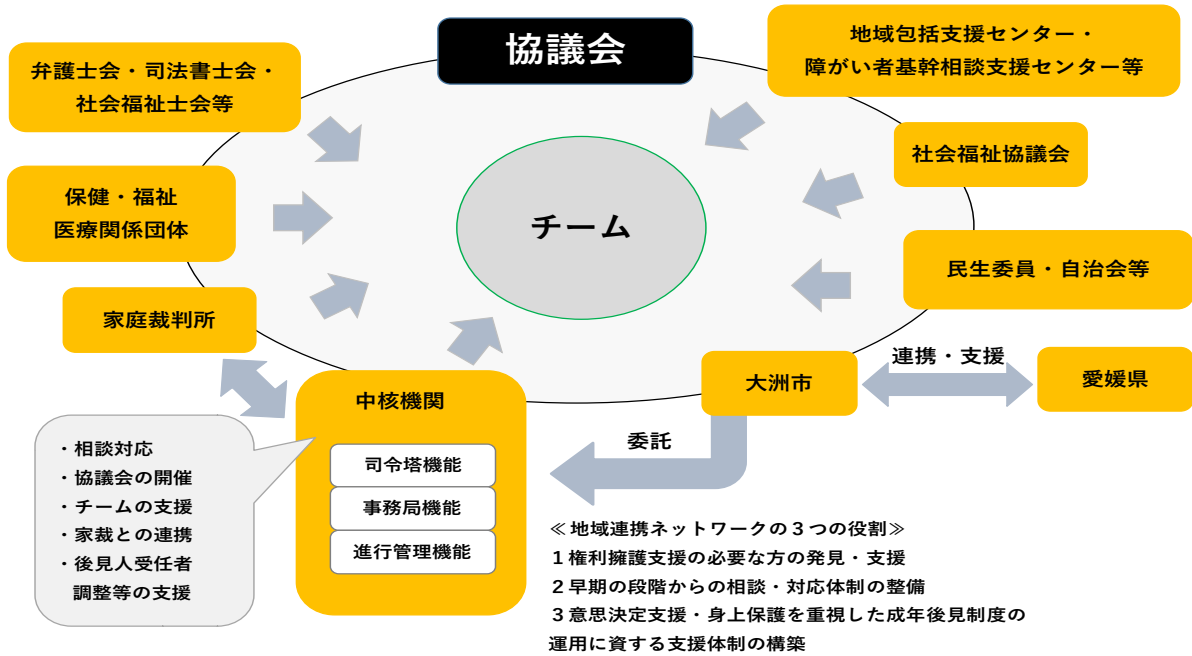
成年後見制度の利用を促進するため、保健、福祉、医療に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として、地域連携ネットワークを構築します。

「地域連携ネットワーク」とは、成年後見制度の利用が必要な方を発見し、早期の段階から相談を受け、対応を行うことで必要な支援につなげる役割があります。また、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する役割も担います。

ネットワーク構成要素	内 容
チーム	本人に身近な親族や保健・医療・福祉・地域の関係者、後見人がチームとなり、本人を支える仕組みのこと。受任調整会議を行った事例や後見人から相談があった場合など、必要に応じて「チーム会議」を開催して支援体制を強化する。
協議会	専門職や関係機関が連携体制を強化し、相互に協力する体制づくりを進める合議体のこと。協議会は、個々の「チーム」へのバックアップ体制の構築や地域課題の検討・調整・解決といった役割を担う。協議会の運営は中核機関が行う。
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。様々な相談に対応できる法律・福祉等の専門知識や、幅広い関係者との信頼関係を維持・発展させ、さらには地域における連携・対応強化を継続的に推進していくことが求められる。

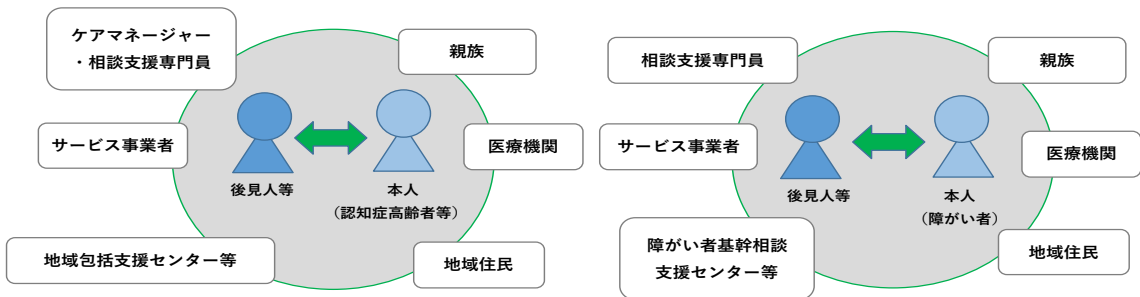
【図4】地域連携ネットワークのイメージ

地域連携ネットワークのイメージ



【図5】チームのイメージ

チームのイメージ



(2) 中核機関の設置

権利擁護支援の拡充及び成年後見制度の利用の促進を行っていくためには、全体構想の設計やその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔」的な役割をもつ中核的な機関「中核機関」が必要となります。中核機関は他に、協議会の運営を行う事務局機能、地域において「①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」「②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」「③モニタ

リング・バックアップの検討・専門的判断」を担保する進行管理機能の役割を担います。本市では令和3年度末までの中核機関の設置に向け、司法関係者、医療・福祉関係者、オブザーバーとして家庭裁判所にも協力いただき、準備を進めています。

【中核機関の機能】

中核機関は、以下に掲げる①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、⑤不正防止効果にも配慮します。本市では、成年後見制度が地域住民に浸透していない状況を踏まえ、特に①広報機能について重点的に取組を進めます。

① 広報機能

パンフレットの配布や研修会の開催、各種イベント等での広報・啓発活動を通し、制度の周知に努め、関係者や市民の制度理解を促進し、成年後見制度等の権利擁護支援の必要な方が速やかに必要な支援につながるよう努めます。

② 相談機能

中核機関は地域の専門職や社会福祉協議会などの関係団体、家庭裁判所、行政などと連携をとりながら、成年後見制度に関する相談に応じます。

権利擁護支援が必要な方について、後見等ニーズに気づいた方、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、司法関係者等からの相談に応じ、ニーズの精査やサービスの調整、関係機関へのつなぎなど、必要な支援を行います。

③-1 成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援）

利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を行うため、本人の現状や意向を適切に把握し、財産管理のみならず、身上保護も重視した本人に合った後見人等の選任を行います。

③-2 成年後見制度利用促進機能（担い手の育成・活動の促進）

法人後見を実施する団体の確保・調整を行い、また法人後見支援員として活動する方に対するフォローアップ研修等を実施し、担い手を育成・支援します。

【表4】法人後見事業受任団体数及び受任件数の目標値

	【目標値】 令和5年度末
法人後見受任団体数	1か所
法人後見による受任件数 (後見・保佐・補助の合計)	3人

③-3 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等の関係制度と成年後見制度との連携を図り、補助・保佐の積極的な利用と、日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。

④ 後見人支援機能

後見人等からの日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携し、本人の意思、身上に配慮した事務が行われるよう支援をします。また、専門的知見が必要な場合は、法律・福祉の専門家と連携し支援をします。

⑤ 不正防止効果

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を行うことができるようになり、不正の発生を未然に防ぐ効果があります。

(3) 成年後見制度市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業による、市長申立、申立費用や報酬費用の助成を引き続き実施し、障がい者の権利擁護を図ります。また、現在、報酬費用の助成対象は市長申立を実施した方に限られていますが、市長申立以外の資力がない方についても助成を受けられるように、対象の見直しを検討します。

【表5】市長による申立ての見込値

	【見込値】 令和2年度	【見込値】 令和3年度	【見込値】 令和4年度	【見込値】 令和5年度
障がい者に関する 市長申立の件数の見込値	2件	2件	3件	3件

【表6】報酬費用助成の見込値

	【見込値】 令和2年度	【見込値】 令和3年度	【見込値】 令和4年度	【見込値】 令和5年度
障がい者に関する 報酬費用助成の見込値	0件	1件	1件	2件

第4章 推進体制

1 連携・協力の確保

障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため市内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに大洲市障がい者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図ります。

2 広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を市民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な機関との連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間(毎年12月3日から9日)等を通じて、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を推進します。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然と手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

障がい及び障がい者に対する市民の理解を促進するため、障がいの特性や必要な配慮等について周知を図ります。

また、幼児、児童、生徒について障害の有無に関わらず、相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小・中学校等の特別活動等における、障がい児に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

さらに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流により、地域社会における障がい者への理解を促進します。

(3) ボランティア活動等の推進

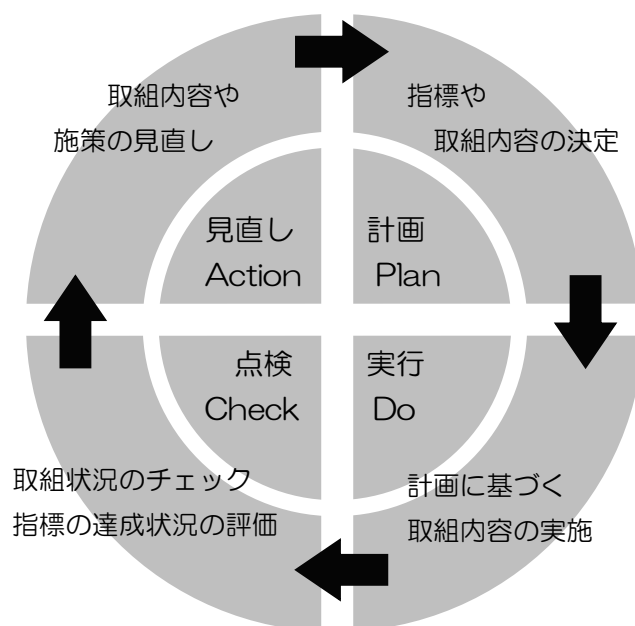
児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、障がい者自身のボランティア活動を促進します。

3 計画の評価・管理

障がい者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA[※]）の観点から、本計画の推進にあたっては、大洲市障がい者自立支援協議会や各障がい者団体との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

また、社会情勢の変化等により本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、柔軟に見直しを行います。



※PDCA :

Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Action（企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

策定に関する資料

大洲市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成20年2月1日
大洲市要綱第12号

大洲市障がい者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における相談事業を始めとする地域の障がい福祉に係る支援体制の整備その他これらの事業に関する事項について協議し、もってこれらの事業の円滑な実施及び推進に資するため、地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局平成18年8月1日付障発第0801002号）の規定に基づき、大洲市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の整備に関すること。
- (3) 大洲市障がい者計画、大洲市障がい福祉計画及び大洲市障がい児福祉計画の検討及び審議に関すること。
- (4) その他障がい者自立支援に関する必要事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関
- (4) 障がい者（児）関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 協議会の下部組織として専門部会を置く。専門部会の組織及び活動等については、別に定める。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合及び同一事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日大洲市要綱第31号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月13日大洲市要綱第53号)

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則 (令和2年2月12日大洲市要綱第5号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大洲市障がい者自立支援協議会委員名簿

No.	所属団体	委員名	備考
1	大洲市社会福祉協議会	福住 隆敏	会長
2	大洲市民生児童委員協議会	西尾 和子	副会長
3	喜多医師会	大久保 博忠	
4	ハローワーク大洲	高須賀 哲一	
5	大洲市校長会	櫛部 昭彦	
6	大洲市教育支援委員会	堀井 良彦	
7	大洲手をつなぐ育成会	津田 芳徳	
8	大洲市身体障がい者協議会	菊地 達雄	
9	大洲喜多家族会	河野 静子	

(敬称略)

大洲市成年後見制度利用促進準備会 委員名簿（案）

No.	所属団体	種 別	委員名	備 考
1	愛媛県弁護士会	弁護士	林 寛大	
2	成年後見センター リーガルサポートえひめ支部	司法書士	竹本 厚良	
3	成年後見センター リーガルサポートえひめ支部	司法書士	中川 徳男	
4	愛媛県社会福祉士会	社会福祉士	山内 安良	
5	松山家庭裁判所大洲支部	庶務課長	東 達也	オブザーバー
6	松山家庭裁判所大洲支部	裁判所書記官	中越 進一	オブザーバー

(敬称略)

計画策定の経過（大洲市障がい者自立支援協議会の開催状況等）

年 月 日	内 容
令和2年 5月～6月	大洲市障がい福祉計画（第6期）・大洲市障がい児福祉計画（第2期）策定のためアンケート調査実施 配布者700人 回答者365人 回答率52.1%
7月31日	第1回大洲市障がい者自立支援協議会開催 委員9名を委嘱、会長・副会長の選任、計画策定の概要説明、大洲市障がい福祉計画（第5期）・大洲市障がい児福祉計画（第1期）実施状況報告
9月14日～ 9月15日	計画策定にあたり団体・事業所調査実施 ヒアリング実施 障害福祉サービス事業所：13事業所・障がい者団体：3団体
10月30日	第2回大洲市障がい者自立支援協議会開催 大洲市障がい福祉計画（第6期）・大洲市障がい児福祉計画（第2期）【素案】・大洲市障がい福祉計画（第6期）・大洲市障がい児福祉計画（第2期）策定のためアンケート調査結果、団体及び事業所調査結果について説明・市長から協議会へ諮問
11月24日	大洲市議会全員協議会で、大洲市障がい福祉計画（第6期）・大洲市障がい児福祉計画（第2期）【素案】について説明
11月27日	第3回大洲市障がい者自立支援協議会開催 大洲市障がい福祉計画（第6期）・大洲市障がい児福祉計画（第2期）【素案・修正版】の説明、承認
12月15日～ 令和3年 1月15日	パブリックコメント（意見募集）を実施
1月29日 (承認日)	第4回大洲市障がい者自立支援協議会開催【書面開催】 パブリックコメント（意見募集）の実施結果、大洲市障がい福祉計画（第6期）・大洲市障がい児福祉計画（第2期）【原案】について承認
2月12日	第5回大洲市障がい者自立支援協議会開催 協議会から市長へ答申

大洲市障がい福祉計画（第6期）
大洲市障がい児福祉計画（第2期）

発行年月：令和3年3月

発行：愛媛県大洲市

編集：市民福祉部 社会福祉課

住所：〒795-8601

愛媛県大洲市大洲 690 番地の1

T E L : 0893-24-1758

F A X : 0893-24-0961

E-mail : syakaihukushika@city.ozu.ehime.jp